

第4次阿久比町障害者計画
第7期阿久比町障害福祉計画
第3期阿久比町障害児福祉計画



令和6年3月
阿久比町

目 次

第1部 第4次阿久比町障害者計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 法令の根拠	2
3 障害者総合支援法に関連する最近の動向.....	3
4 計画の位置づけ.....	4
5 計画の期間	4
6 計画の策定体制.....	5

第2章 障がいのある人たちの状況

1 人口の推移	9
2 障がい種別の状況.....	10
3 サービスの状況.....	17
4 アンケート調査と結果.....	20

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念.....	37
2 計画の基本目標.....	37
3 計画の施策体系.....	39

第4章 第4次阿久比町障害者計画の施策展開

基本目標Ⅰ あんぜんであんしんなまち.....	43
基本目標Ⅱ ぐんぐんとすこやかにすみやすいまち.....	49
基本目標Ⅲ いきいきとかがやけるまち.....	56

第2部 第7期阿久比町障害福祉計画・第3期阿久比町障害児福祉計画

第1章 サービス提供について

1 障害福祉計画・障害児福祉計画の趣旨.....	71
2 国の基本指針.....	72

第2章 前計画に関する実績の評価

1 成果目標と実績（前計画の評価）	75
-------------------------	----

第3章 本計画に関する数値目標等

1 成果目標・活動指標.....	81
2 障害福祉サービスの見込量と見込量確保の方策.....	91
3 障がい児支援の見込量と見込量確保の方策.....	98

4 地域生活支援事業の見込量と見込量確保の方策.....	100
------------------------------	-----

第4章 計画の推進に向けて

1 市内連携体制の強化.....	115
2 自立支援協議会の活用.....	115
3 計画の進捗状況の点検・評価体制.....	115
4 S D G s（持続可能な開発目標）への対応.....	116

資 料 編

1 阿久比町障害者計画策定委員会設置要綱.....	119
2 阿久比町障害者計画策定委員会委員名簿.....	120

表紙の絵の紹介

作品名：「ろうそく」

わたなべ
渡邊 よしと
義人さん

【計画の対象者と用語の使い方】

この計画では総称としての「障害者」を「障がいのある人」、「障害児」を「障がいのある子ども」という表現で統一しています。ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害者」となっている場合、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」と表記します。

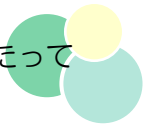


第1部

第4次阿久比町障害者計画

第1章 計画策定にあたって





1 計画策定の背景と趣旨

阿久比町（以下「本町」という。）では、「共に生き、共に支え合う、安心で住みよい あぐい」の基本理念のもと、「自立と社会参加の支援」、「地域生活支援の基盤づくり」、「保健、保育、教育、医療の充実」、「安全・安心なまちづくり」の実現を基本目標として事業の推進を図り、障がい福祉施策の充実に努めてきました。

障がいのある人への対策は、障がいのある人の生活全般に及ぶ幅広いものであり、ニーズ、障がいの種類や程度、生活状況によって多種多様であり、障がいの重複化、障がいのある人の高齢化やライフスタイルの変化等によって新たなニーズも生まれます。これらの幅広い課題や多様なニーズに的確に対応し、ノーマライゼーションの理念を実現するために、様々な障がい者施策を推進してきました。

近年の障がい者を取り巻く環境をみても、障がい者や家族等の高齢化により、障がい福祉のニーズはさらに複雑多様化し、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが求められています。そのような中、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、特に、障がい者を含めた脆弱な立場に置かれている人々に大きな影響を与え、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しています。

国においては、障害者基本法や障害者の虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の障がい福祉に関する法整備が進められ、令和5年3月には障害者基本計画（第5次）が策定されました。

そこで本町は、こうした障がいのある人をめぐる動向や法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに、国の「障害者基本計画」及び県の「障害者計画」との整合性を図りながら、新たな「第4次阿久比町障害者計画」（6か年）を策定します。

また、障がい者の地域生活を支援するために、様々な法制度などが整えられ、新たなサービスの創設や、障がい児支援施策の拡充のほか、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。本町では、障害福祉サービスの提供体制を計画的に整備するとともに、各施策の進捗状況を点検・評価し、今後3年間のサービスの必要量を見込み、適切なサービス量を確保することを目的に、「第7期阿久比町障害福祉計画」「第3期阿久比町障害児福祉計画」（3か年）を策定します。

これらの「第4次阿久比町障害者計画」「第7期阿久比町障害福祉計画」「第3期阿久比町障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を一体的に策定し、本町の障がい者福祉の向上を図り、「共に生き、共に支え合う、安心で住みよい あぐい」の実現を目指します。

2 法令の根拠

本計画は、障害者基本法第 11 条に基づく法定計画「障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条に基づく法定計画「障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく法定計画「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

阿久比町障害者計画は、本町における障がいのある人のための施策に関する基本的事項を定めるものです。町の障がい者施策のマスタープラン（基本計画）としての機能を果たします。福祉、保健・医療、療育・保育・教育、就労、生活環境等、総合的かつ計画的に推進するための計画です。

阿久比町障害福祉計画は、本町における障害福祉サービス等の提供体制の確保を、計画的に図るよう定めるものです。障害福祉サービス等に関する“3 か年の実施計画”として位置づけられます。

阿久比町障害児福祉計画は、本町における障害児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするものです。

項 目	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
名 称	第 4 次阿久比町障害者計画	第 7 期阿久比町障害福祉計画	第 3 期阿久比町障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 （第 11 条第 3 項） 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。	障害者総合支援法 （第 88 条第 1 項） 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	児童福祉法 （第 33 条の 20 第 1 項） 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
性 格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画
計画期間	6 年	3 年	3 年

3 障害者総合支援法に関連する最近の動向

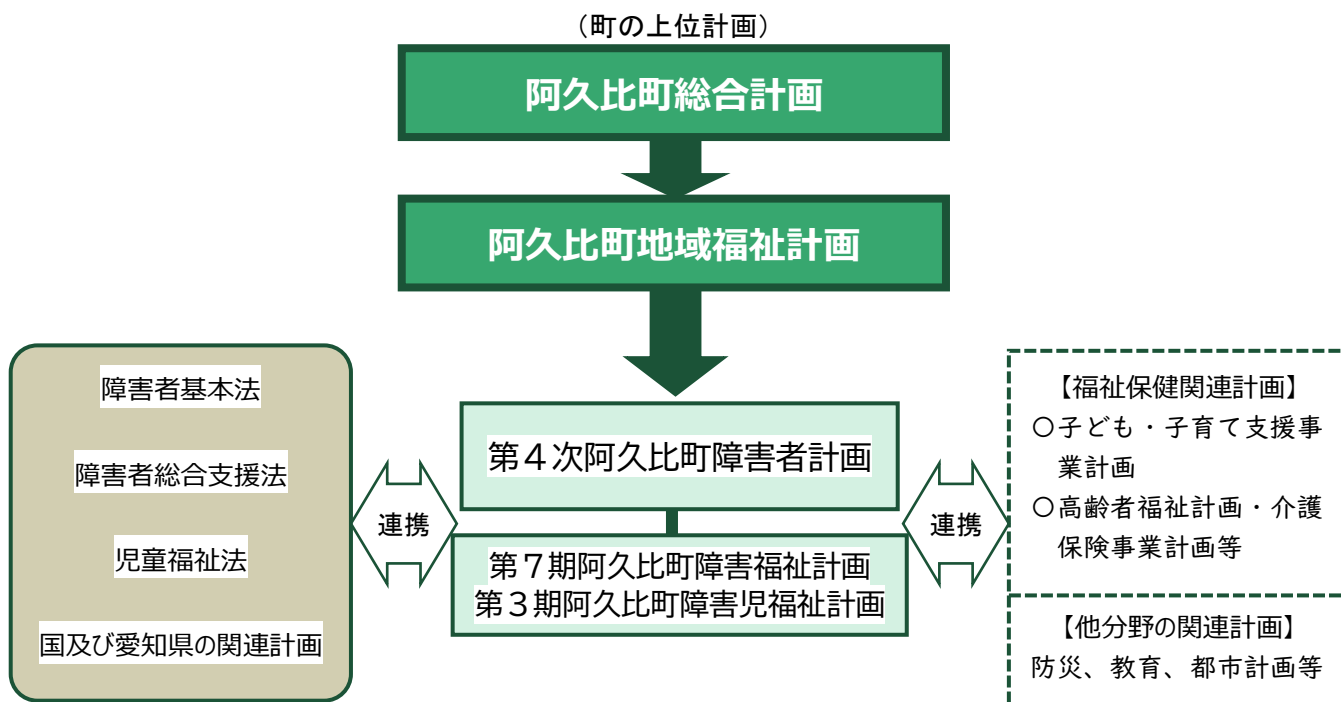
年	国の主な流れ	内容
H15 (2003)	支援費制度の導入 (平成15年4月1日)	従来の措置制度から転換し、障害のある人の自己決定によるサービスの利用が可能となる
H18 (2006)	障害者自立支援法 (平成18年4月1日施行)	障害者自立支援法に基づくサービス提供主体を市町村に一元化などの移行開始、利用者負担を応益負担へ変更
	教育基本法の改正 (平成18年12月22日施行)	障害のある人が十分な教育を受けられるよう必要な支援を講ずる旨を規定
H19 (2007)	障害者権利条約署名 (平成19年9月28日)	障害者の権利に関する条約(障害のある人の権利の実現のための措置等について定める条約)の批准に向けた取組みを開始
H23 (2011)	改正障害者基本法 (平成23年8月5日施行)	障害者制度改革の推進により、目的規定や障害者の定義、基本的施策に関する内容などを大幅に見直し
H24 (2012)	障害者自立支援法及び児童福祉法の改正 (平成24年4月1日施行)	利用者負担について応能負担を原則とし、障害者の範囲の見直し、相談支援体制の強化、障害児支援施設の一元化、障害児通所支援の創設
	障害者虐待防止法 (平成24年10月1日施行)	障害者に対する虐待の禁止や国などの責務、養護者に対する支援に関する施策などを規定
H25 (2013)	障害者優先調達推進法 (平成25年4月1日施行)	国や地方公共団体、独立行政法人などが物品やサービスを調達する際、障害者就労施設などから優先的・積極的に調達することを規定
	障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)	障害福祉サービスの充実など日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者の範囲の拡大、障害のある人への支援の拡大を推進
H26 (2014)	障害者権利条約批准 (平成26年1月20日)	条約の批准により、障害のある人の権利の実現に向けた取組みと人権尊重の国際協力を一層推進
H28 (2016)	障害者雇用促進法の改正 (平成28年4月1日施行)	雇用における差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助などを規定
	障害者差別解消法 (平成28年4月1日施行)	障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供
	成年後見制度利用促進法(平成28年5月1日施行)	成年後見制度利用促進委員会の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律 (平成28年8月1日施行)	発達障害者支援地域協議会の設置、発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
H30 (2018)	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 (平成30年4月1日施行)	自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用、障害児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定)
	障がい者文化芸術活動推進法 (平成30年6月13日施行)	文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るための国等の責務や基本的施策について規定
R1 (2019)	読書バリアフリー法 (令和元年6月28日施行)	視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するための、国等の責務や基本的施策について規定
R2 (2020)	障害者雇用促進法の改正 (令和2年4月1日施行)	事業主に対する給付制度、優良事業主としての認定制度の創設
R3 (2021)	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行 (令和3年9月18日)	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与するために制定
R4 (2022)	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律公布・施行(令和4年5月25日)	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定

4 計画の位置づけ

本計画は、国及び愛知県の計画との整合性を図りながら、「阿久比町総合計画」及びその障害者福祉分野計画である「第4次阿久比町障害者計画」との整合性を考慮し、策定するものです。

法的な位置づけとしては、第7期阿久比町障害福祉計画は、「障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉サービス等の確保に関する市町村障害福祉計画」であって、策定にあたっては国の定める基本指針に即することが規定されています。

第3期阿久比町障害児福祉計画は、「児童福祉法第33条の20第1項に基づく障害児通所支援等の確保に関する市町村障害児福祉計画」であって、策定にあたっては国の定める基本指針に即することが規定されています。



5 計画の期間

本計画は、障害者基本法に基づく「第4次阿久比町障害者計画」を令和6年度から令和11年度までの6年間、障害者総合支援法に基づく「第7期阿久比町障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「第3期阿久比町障害児福祉計画」を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

計画名	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障害者計画	第3次			第4次					
障害福祉計画	第6期			第7期					
障害児福祉計画	第2期			第3期					

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、以下のような体制で行いました。

(1) 阿久比町障害者計画策定委員会の設置・開催

阿久比町障害者計画を地域の実情に応じた実効性のある内容のものとするために、サービスを利用する障がいのある人たちをはじめ、事業者、雇用、教育、医療といった幅広い関係者の意見を反映させるべく、障がい者団体・支援団体・住民代表・福祉関係者及び学識経験者等の委員で構成する「障害者計画策定委員会」を設置し、様々なニーズを参考に協議を重ねて、本計画を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

障がいのある人たちの生活ニーズに基づいた計画を策定するため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証を所持している方を対象とし、令和5年8月にアンケート調査を実施しました。

(3) ヒアリング調査の実施

町内で活動している障がいのある人たちの生活に関わり合いが深い団体等の協力を得て、現在の活動・事業の状況や課題、今後の活動・事業展開等についてお聞きすることを目的にヒアリング調査を実施しました。

	ヒアリング調査
調査対象	町内で活動している障がいのある方の当事者会、家族会、民生委員障がい者部会（7団体）
実施期間	令和5年8月3日（木）から8月31日（木）
実施方法	ヒアリング調査票による記入方式

(4) パブリックコメントの実施

障がいのある人だけでなく、住民のみなさまから広く募集した意見を計画の中に取り入れるために、パブリックコメントを実施しました。

公表方法	・町ホームページに掲載 ・住民福祉課窓口で閲覧
提出方法	・郵便、FAX、電子メール、窓口持参
募集期間	・令和6年1月4日（木）から1月31日（水）

第2章 障がいのある人たちの状況

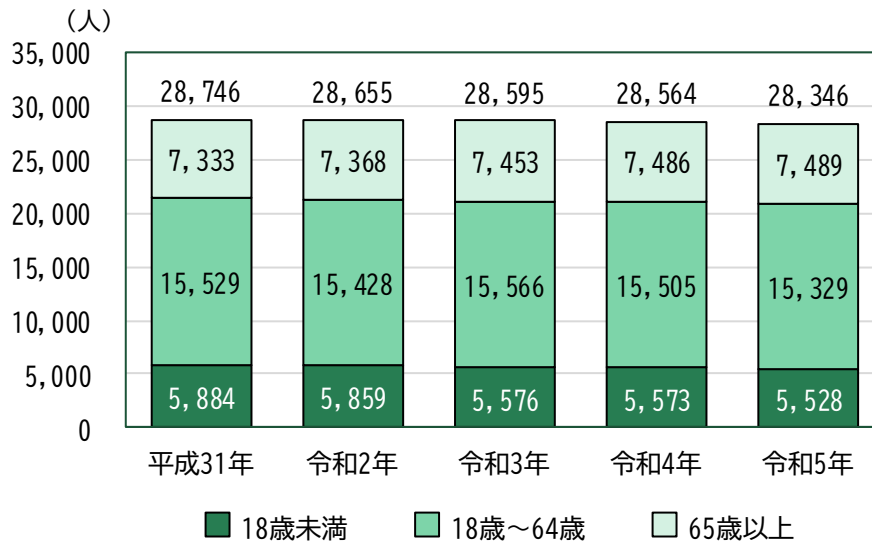


1 人口の推移

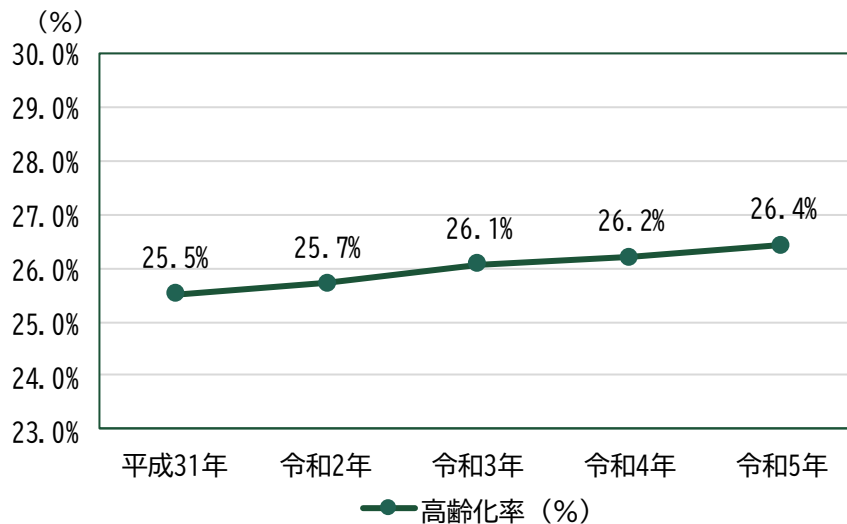
本町の人口は、平成31年から令和5年までに400人の減少がみられ、18歳未満、18歳～64歳では減少傾向にあり、65歳以上では増加傾向となっています。

高齢化率（高齢者が総人口に占める割合）をみると、平成31年の25.5%から令和5年には26.4%と0.9ポイント上昇しており、高齢化が進行しています。

図表 1 年齢区分別人口の推移



図表 2 高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

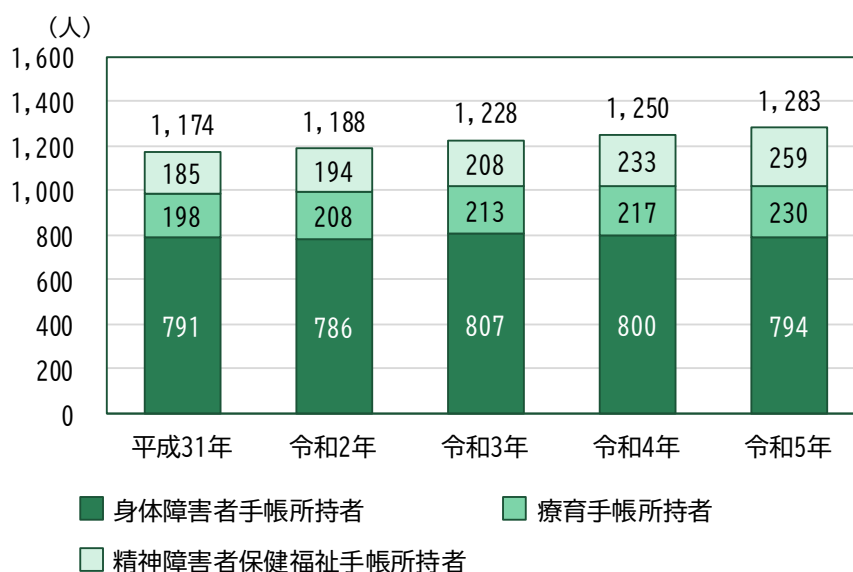
2 障がい種別の状況

(1) 障がいのある人全体の状況

障がいのある人全体の推移をみると、身体障害者手帳所持者は令和3年をピークに減少傾向にあります。療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、令和5年には1,283人に達しています。

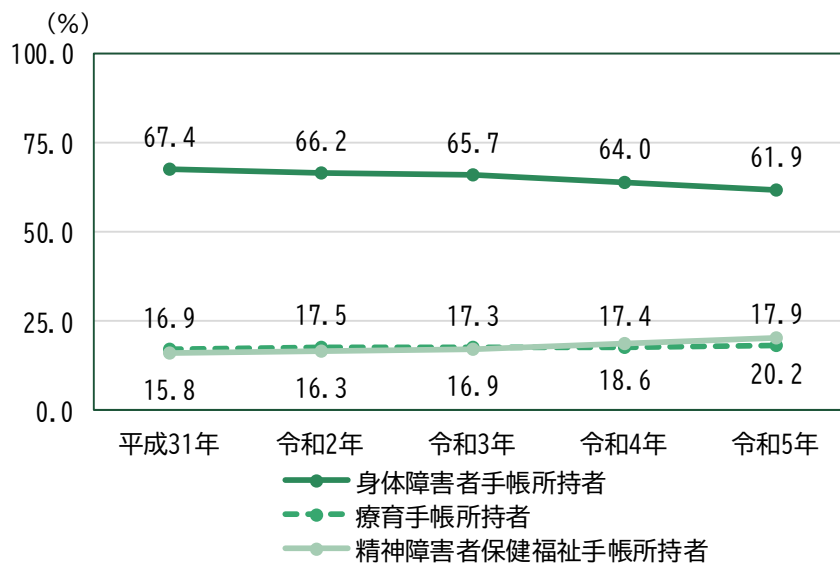
令和5年度時点の各手帳所持者の割合を平成31年と比較してみると、身体障害者手帳所持者では5.5ポイント減、療育手帳所持者では1.0ポイント増、精神障害者保健福祉手帳所持者では4.4ポイント増となっています。

図表 3 手帳別所持者数



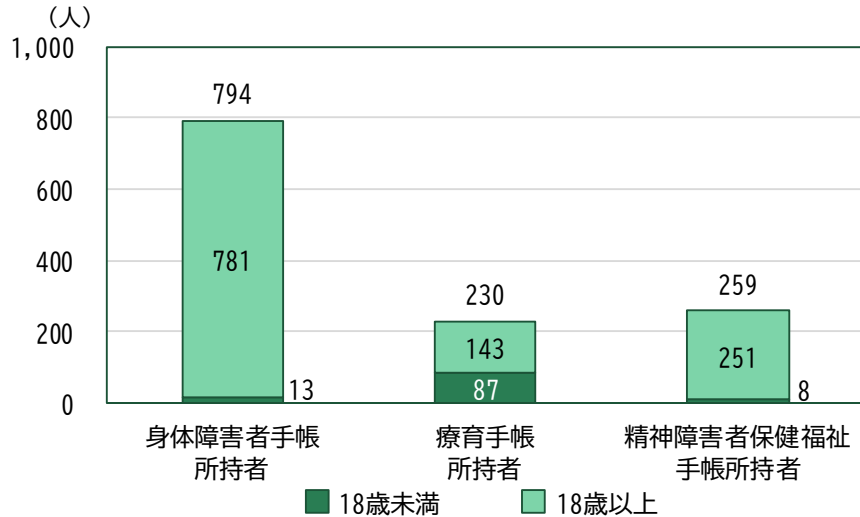
資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

図表 4 手帳別所持者の割合の推移



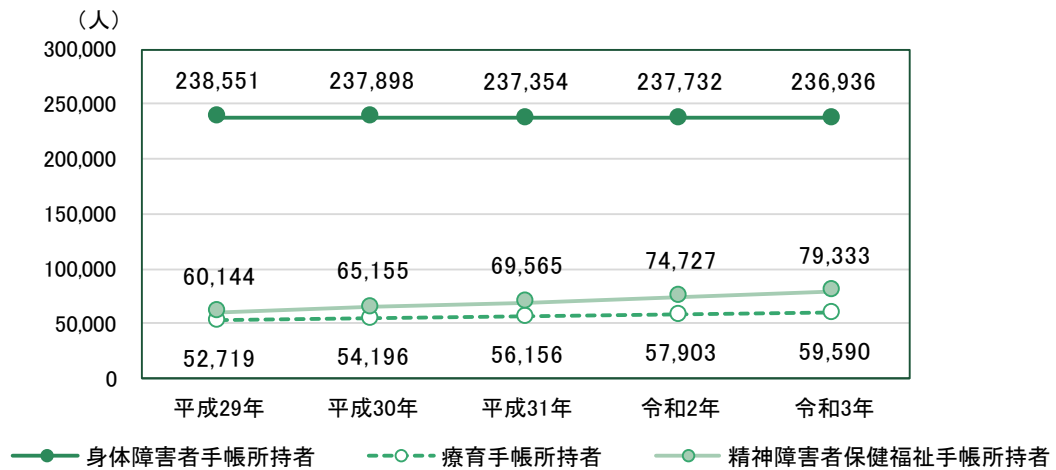
資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

図表 5 年齢区分別手帳所持者数



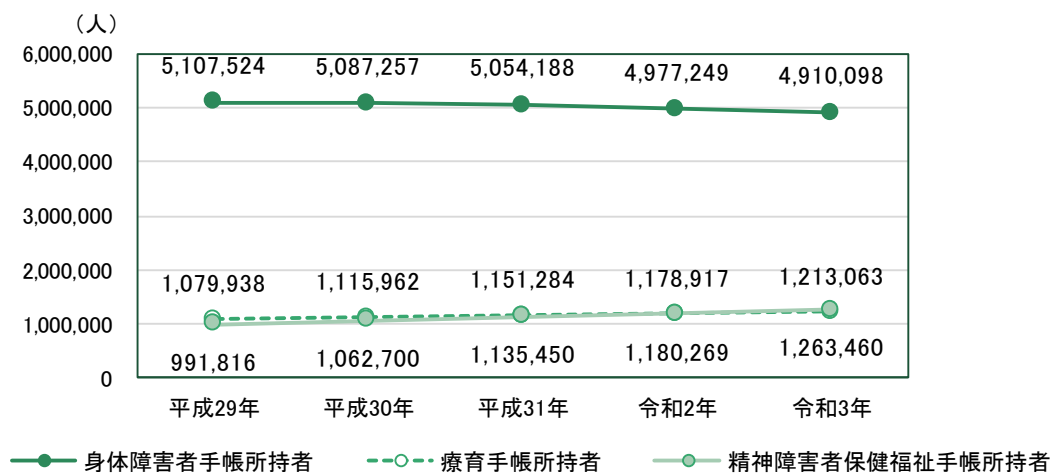
資料：住民福祉課（令和5年4月1日時点）

図表 6 愛知県の障害者手帳所持者数の推移



出典：令和4年度愛知県統計年鑑（各年4月1日現在）

図表 7 国の障害者手帳所持者数の推移



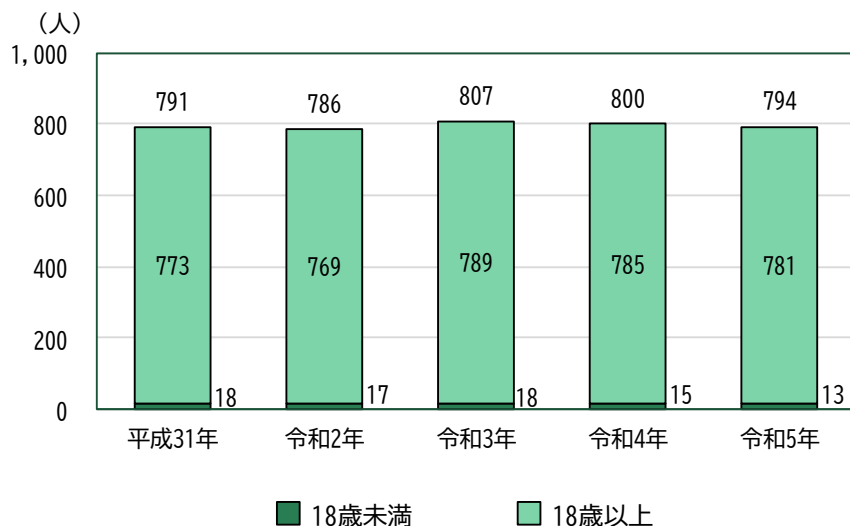
出典：福祉行政報告例・衛生行政報告例（各年度末）

(2) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数を年齢階層別の推移で見ると、18歳以上は令和3年をピークに減少傾向にあります。18歳未満も令和3年をピークに緩やかに減少しています。

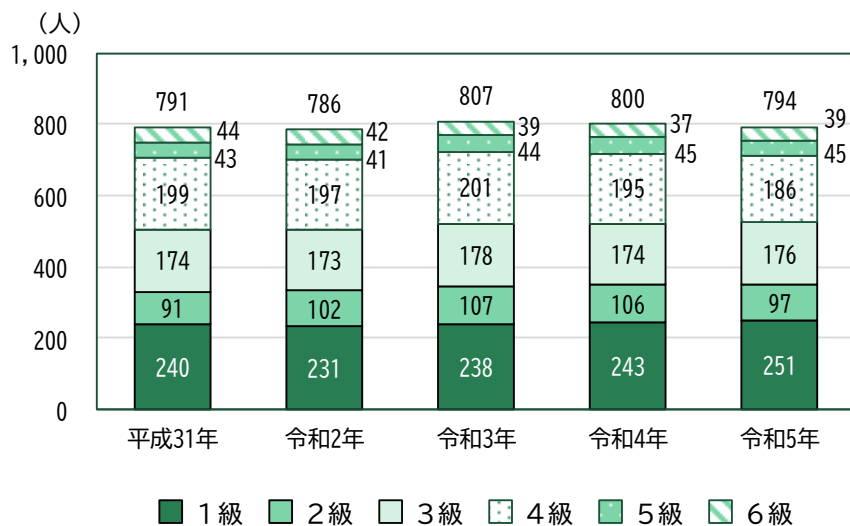
等級別の推移を見ると、「1級」でやや増加傾向にあります、その他は横ばい、もしくは減少しています。

図表 8 身体障害者手帳所持者の年齢層別推移



資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

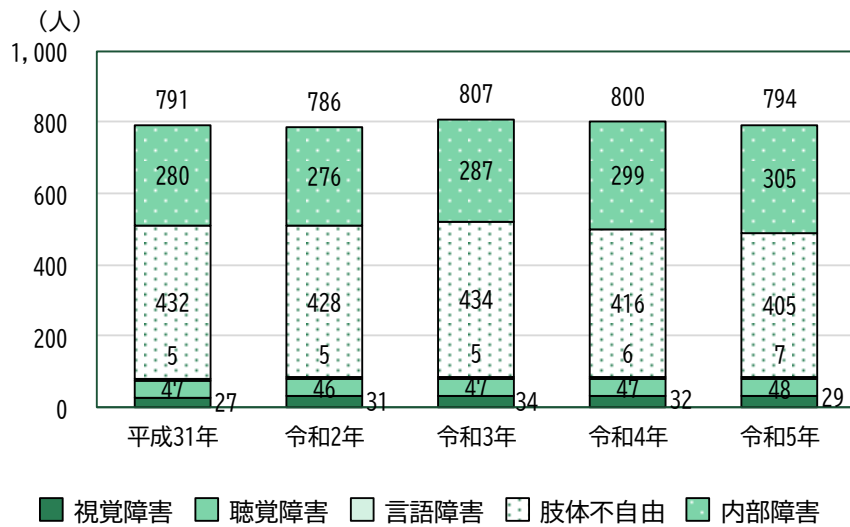
図表 9 身体障害者手帳所持者の等級別推移



資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

部位別の推移をみると「聴覚障害」「内部障害」が増加していますが、その他は横ばい、もしくはやや減少しています。

図表 10 身体障害者手帳所持者障害部位別の推移



資料：住民福祉課（各年4月1日時点）



障害者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

駐車場等でこのマークを見かけた場合には、障がいのある人の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。

れた建物、設備、機器等に付けられています。

信号機や国際点字郵便物・書籍等で身近に見かけるマークです。

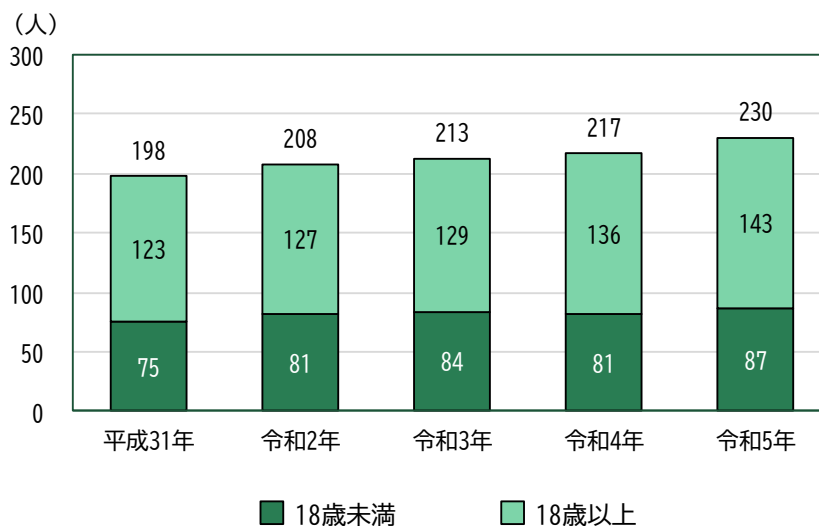
このマークを見かけた場合には、視覚障がいのある人の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(3) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数を年齢階層別の推移で見ると、18 歳未満は増減を繰り返し、18 歳以上は増加傾向にあります。

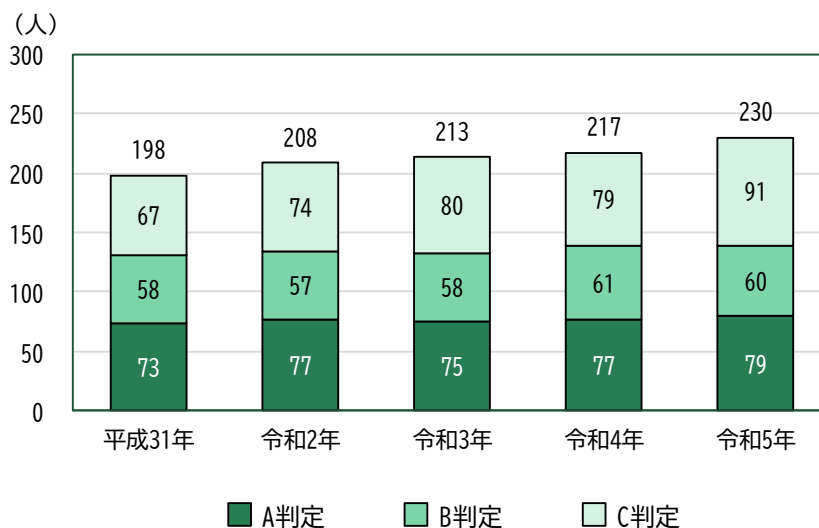
判定別の推移では、「C判定」が最も多く、次いで「A判定」、「B判定」となっています。

図表 11 療育手帳所持者数の年齢階層別推移



資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

図表 12 療育手帳所持者判定別の推移

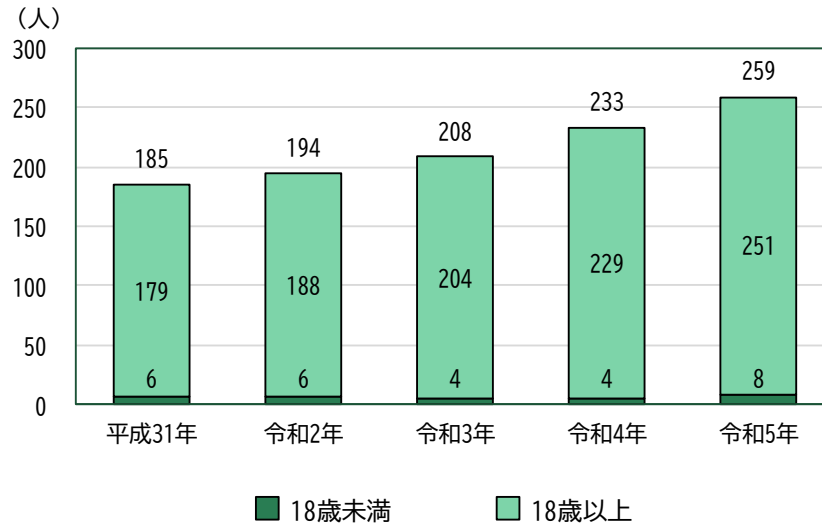


資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

(4) 精神障がいのある人の状況

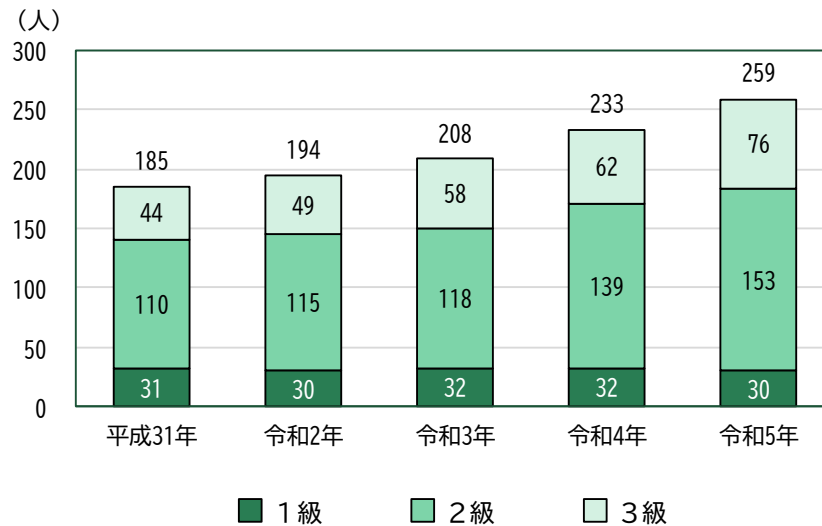
精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢階層別の推移で見ると、18歳以上で増加しています。等級別の推移では、「2級」が最も多く、次いで「3級」、「1級」の順となっています。

図表 13 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢階層別推移



資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

図表 14 精神障害者保健福祉手帳所持者等級別の推移

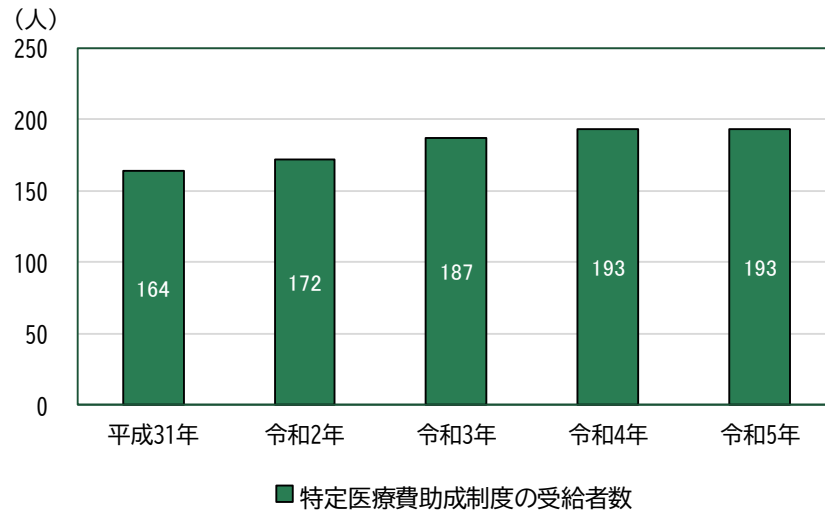


資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

(5) 難病の方の状況

難病の方のうち、特定医療費助成制度の受給者数の推移をみると、令和3年までは増加傾向にあり、その後は横ばいとなっています。

図表 15 特定医療費助成制度の受給者数の推移



資料：愛知県半田保健所（各年3月31日時点）

3 サービスの状況

図表 16 所持手帳別サービス支給決定者数

(単位：人)

サービス	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	難病・ その他	合計
1 居宅介護（ホームヘルプ）	12	21	5	1	39
2 重度訪問介護	1	1	0	0	2
3 同行援護	0	0	0	0	0
4 行動援護	0	2	0	0	2
5 重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
6 生活介護	6	45	0	0	51
7 自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0
8 自立訓練（生活訓練）	0	0	1	0	1
9 就労選択支援	0	0	0	0	0
10 就労移行支援	0	4	7	0	11
11 就労継続支援（A型）	0	2	7	0	9
12 就労継続支援（B型）	4	28	25	0	57
13 就労定着支援	0	0	0	0	0
14 療養介護	0	3	0	0	3
15 短期入所（福祉型）	3	29	0	0	32
16 短期入所（医療型）	0	0	0	0	0
17 自立生活援助	0	0	0	0	0
18 共同生活援助（グループホーム）	1	28	4	0	33
19 施設入所支援	3	10	0	0	13
20 計画相談支援	14	76	31	0	121
21 地域移行支援	0	0	0	0	0
22 地域定着支援	0	0	0	0	0

資料：住民福祉課（令和5年4月1日時点）

図表 17 所持手帳別地域生活支援事業支給決定者数等

(単位：人)

サービス	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	難病・ その他	合計
1 意思疎通支援事業	6	0	0	0	6
2 日常生活用具給付等事業	57	0	0	0	57
3 移動支援事業	6	46	1	0	53
4 地域活動支援センター事業	1	8	13	0	22
5 日中一時支援事業	1	22	0	0	23
6 訪問入浴サービス事業	2	0	0	0	2
7 更生訓練給付事業	0	0	0	0	0
8 知的障害者職親委託事業	0	1	0	0	1
9 自動車運転免許取得費助成事業	0	0	0	0	0
10 自動車改造費助成事業	1	0	0	0	1

資料：住民福祉課（令和5年4月1日時点）

図表 18 所持手帳別サービス支給決定者数（18歳以下）

(単位：人)

サービス	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	難病・ その他	合計
児童発達支援	0	7	0	12	19
放課後等デイサービス	6	48	2	25	81
保育所等訪問支援	0	2	0	2	4
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
障害児相談支援	6	48	2	20	76
合計	12	105	4	59	180

資料：子育て支援課（令和5年4月1日時点）

図表 19 町内・町外サービス事業所利用者数

(単位：人)

町内・町外別	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	難病・その他	合計
町内サービス事業所利用者数	10	30	13	0	53
町外サービス事業所利用者数	30	76	37	1	144
合計	40	106	50	1	197

資料：住民福祉課（令和5年4月1日時点）

図表 20 町内・町外サービス事業所利用者数（18歳以下）

（単位：人）

町内・町外別	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	難病・その他	合計
町内サービス事業所利用者数	2	34	1	20	57
町外サービス事業所利用者数	7	72	3	27	109
合計	9	106	4	47	166

資料：子育て支援課（令和5年4月1日時点）

図表 21 自立支援医療費支給認定受給者証の発行件数

（単位：人）

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
更生医療	44	44	50	69	63
育成医療	4	0	2	2	4
精神通院	264	283	356	392	416
合計	312	327	408	463	498

資料：住民福祉課（各年度4月1日時点）

自立支援医療とは？

自立支援医療制度は、心身の障害の状態の軽減を図るための医療について、医療費の自己負担を軽減する制度です。自立支援医療は「精神通院医療」「更生医療」「育成医療」の3つに分類されます。

更生医療 …18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた人が、障がいを除去・軽減する手術などの確実に効果が期待できる治療をするための医療

育成医療 …18歳未満で身体に障害がある児童、もしくは病気などを放置すると将来において障害を残すと認められる児童が、手術などの確実に効果が期待できる治療をするための医療

精神通院医療 …主に精神疾患の人が、精神にかかる疾病の治療のため、継続的に通院するための医療

4 アンケート調査と結果

(1) アンケート調査

①調査票の対象者と調査件数

調査対象者と調査件数は以下のとおりです。

◆調査対象者と調査件数

調査票「福祉に関するアンケート」	
調査対象者	令和5年7月1日現在、阿久比町内に住所を有する障害者手帳、障害福祉サービス受給者証及び障害児通所受給者証を所持している方としました。
調査件数	1,296 件

②調査期間と調査方法

福祉に関するアンケートは、令和5年8月3日～8月25日にかけて実施しました。また、配布・回収については郵送またはWeb回答により実施しました。

③調査票の回収状況

調査による配布・回収状況は、以下のとおりです。

◆調査票の配布・回収状況

調査区分	配布数	回収数	回収率
福祉に関するアンケート	1,296 人	605 人	46.7%



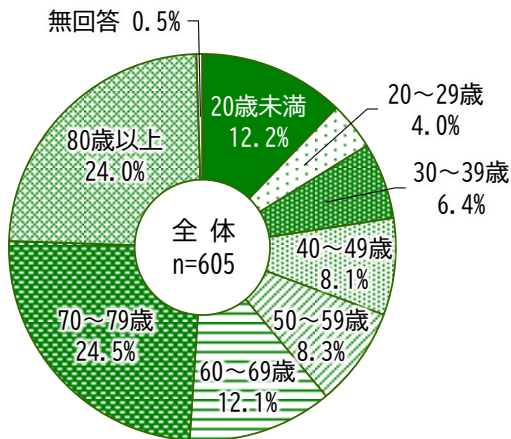
障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が、障がいのある人の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

(2)「福祉に関するアンケート」調査結果

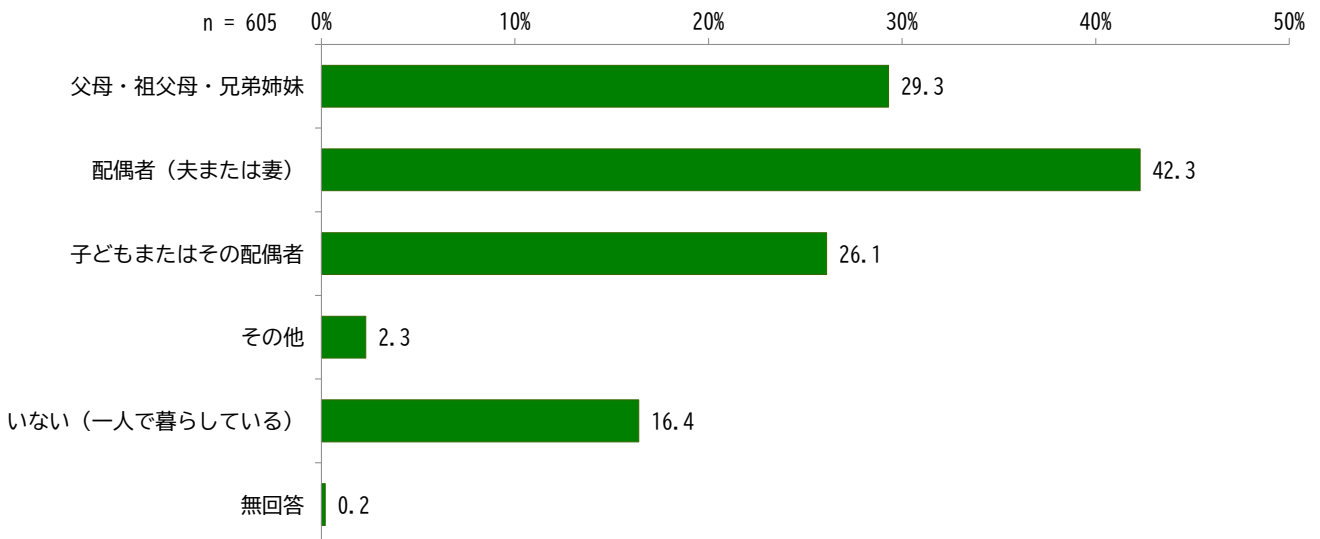
①調査対象者の現状について

◆対象者の年齢



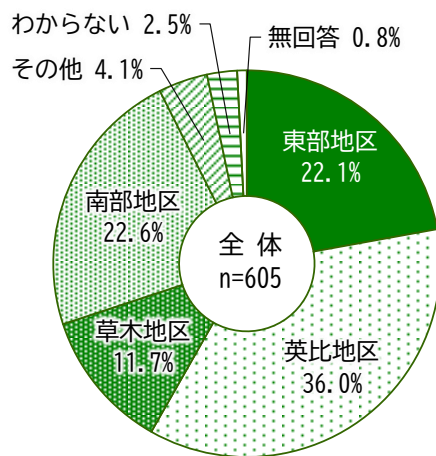
調査対象者の年齢は、「70～79歳」（24.5％）が最も多く、次いで「80歳以上」（24.0％）、「20歳未満」（12.2％）の順となっており、平均年齢は59.41歳となっています。

◆現在の同居の状態



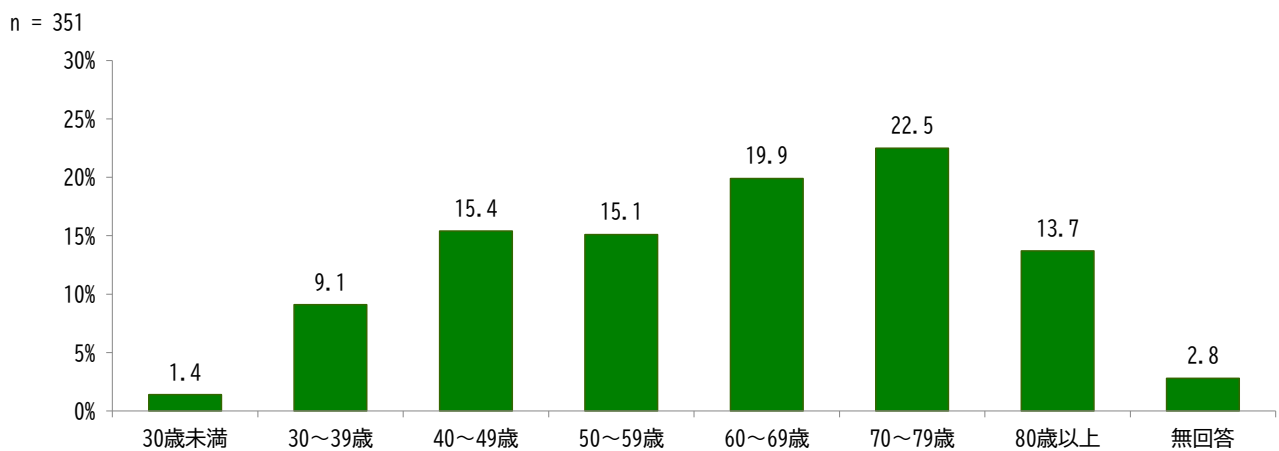
同居している人をみると、「配偶者（夫または妻）」（42.3％）が最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹」（29.3％）、「子どもまたはその配偶者」（26.1％）となっています。一方、「いない（一人で暮らしている）」は16.4％でした。

◆現在の居住地区



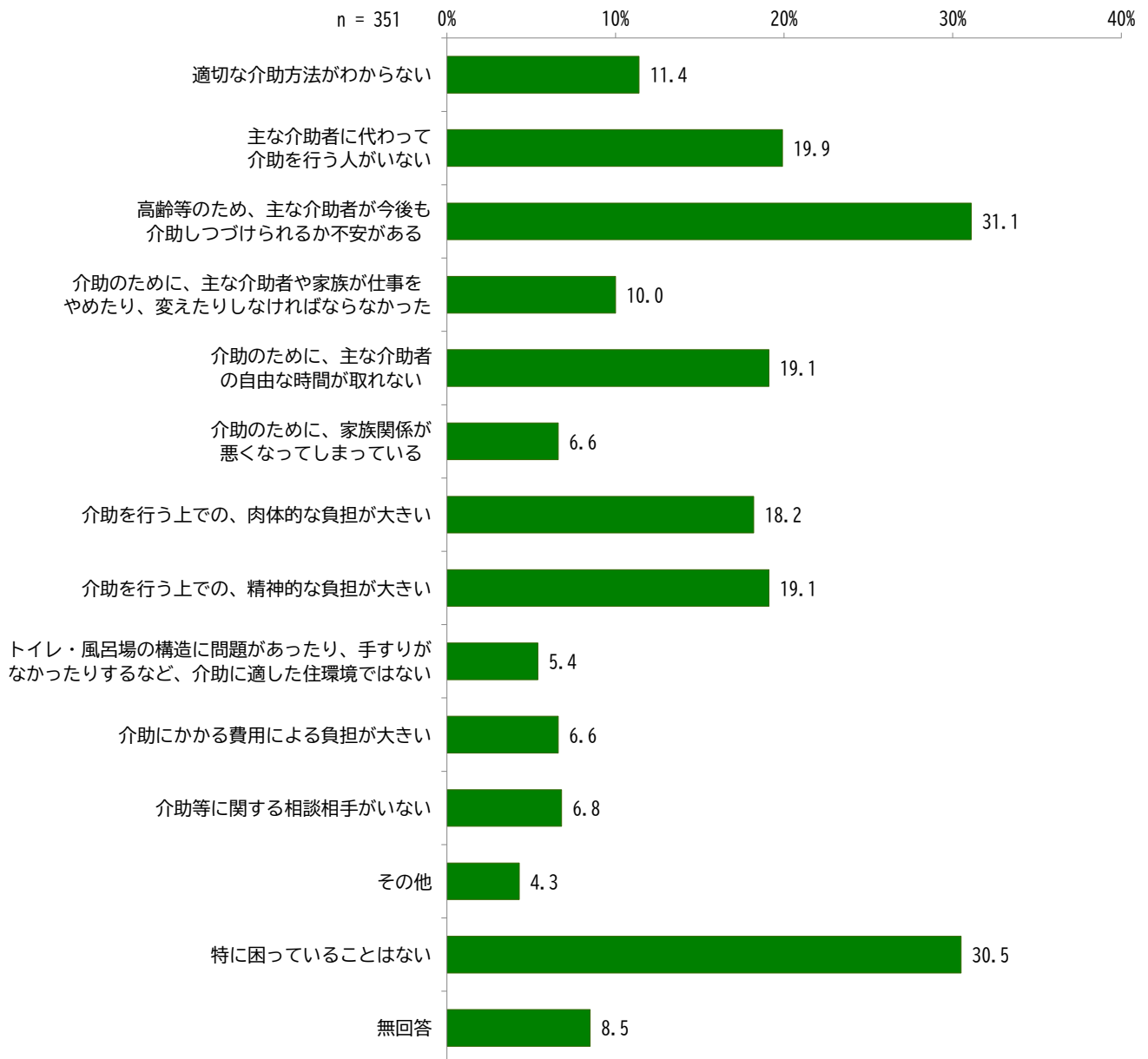
現在の居住地区は、「英比地区」(36.0%)が最も多く、次いで「南部地区」(22.6%)、「東部地区」(22.1%)となっています。

◆介助者の年齢



介助をしてくれる家族の年齢は、「70～79歳」(22.5%)が最も多く、次いで「60～69歳」(19.9%)、「40～49歳」(15.4%)となっています。

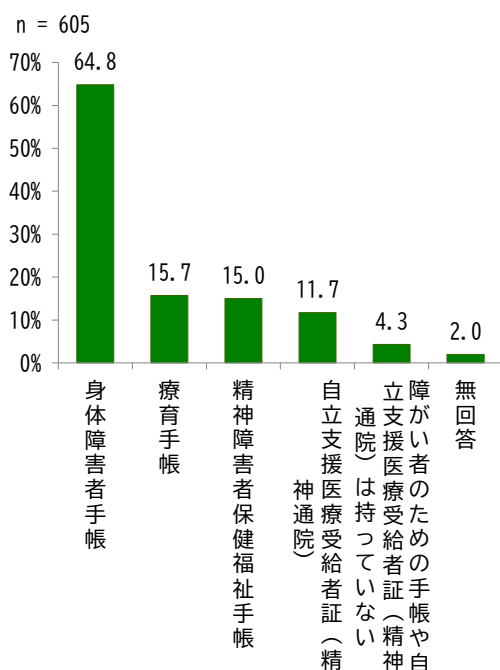
◆介助者の悩み



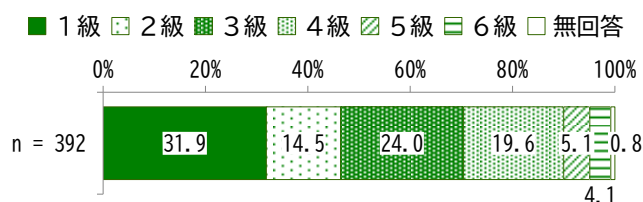
介助をする上で困っていることは、「高齢等のため、主な介助者が今後も介助しつづけられるか不安がある」(31.1%)、「主な介助者に代わって介助を行う人がいない」(19.9%)、「介助のために、主な介助者の自由な時間が取れない」、「介助を行う上での、精神的な負担が大きい」(ともに19.1%)となっています。一方、「特に困っていることはない」は30.5%でした。

②障がいの状況について

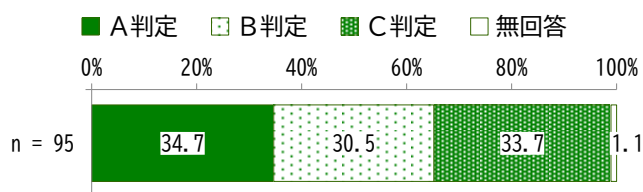
◆障害者手帳の種類と等級



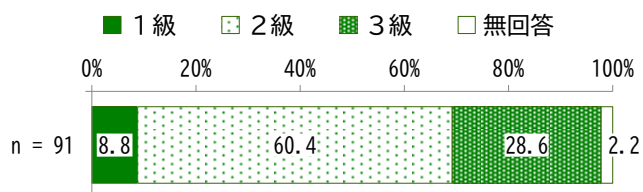
○身体障害者手帳の等級



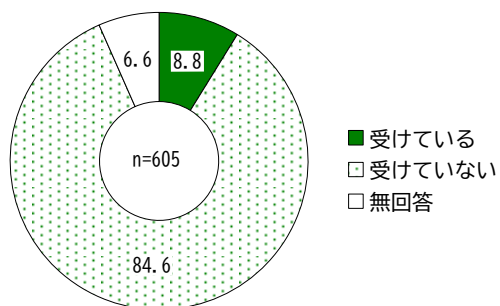
○療育手帳の判定



○精神障害者保健福祉手帳の等級



○難病（特定疾患）の認定



身体障害者手帳を所持している方の等級は、「1級」(31.9%)が最も多く、次いで「3級」(24.0%)、「4級」(19.6%)となっています。

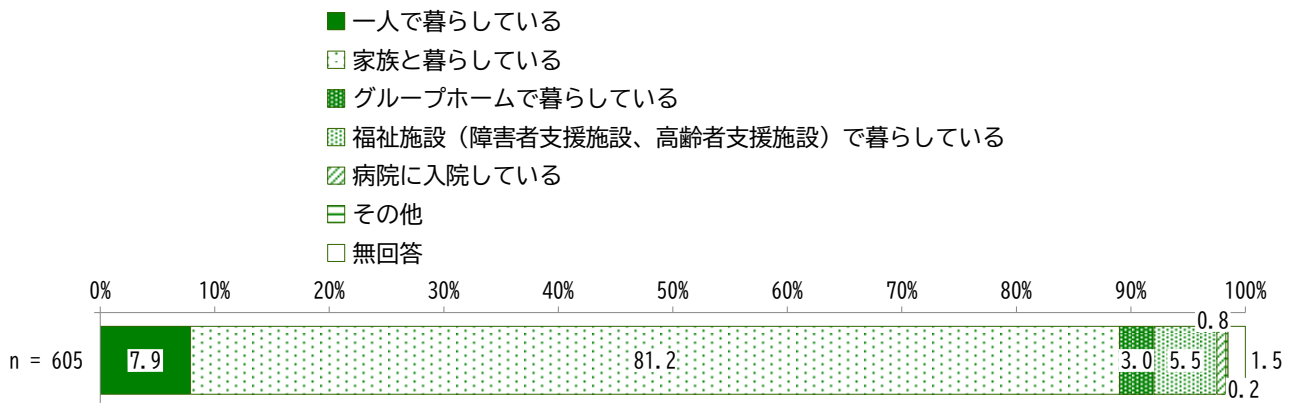
療育手帳を所持している方の判定は、「A判定」(34.7%)が最も多く、「C判定」(33.7%)、「B判定」(30.5%)となっています。

精神障害者保健福祉手帳を所持している方の等級は、「2級」(60.4%)が最も多く、次いで「3級」(28.6%)、「1級」(8.8%)となっています。

難病（特定疾患）の認定を「受けている」が8.8%、「受けていない」が84.6%となっています。

③住まいや暮らしについて

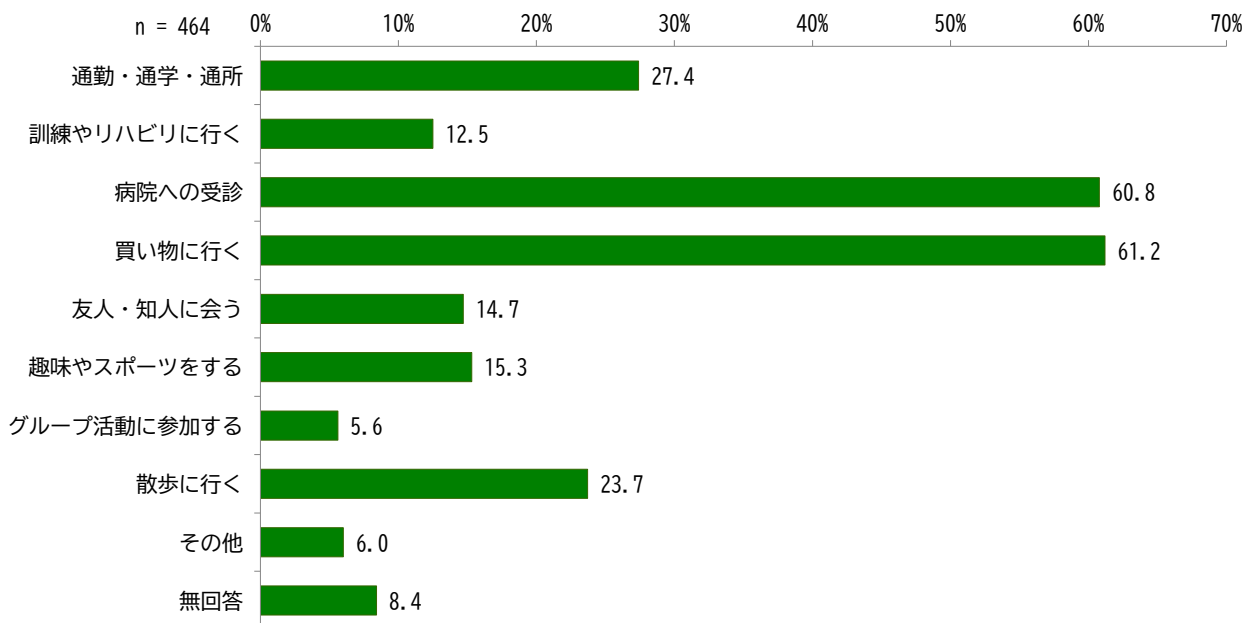
◆現在の暮らしについて



現在の暮らしの状況は、「家族と暮らしている」（81.2%）が最も多く、次いで「一人で暮らしている」（7.9%）となっています。

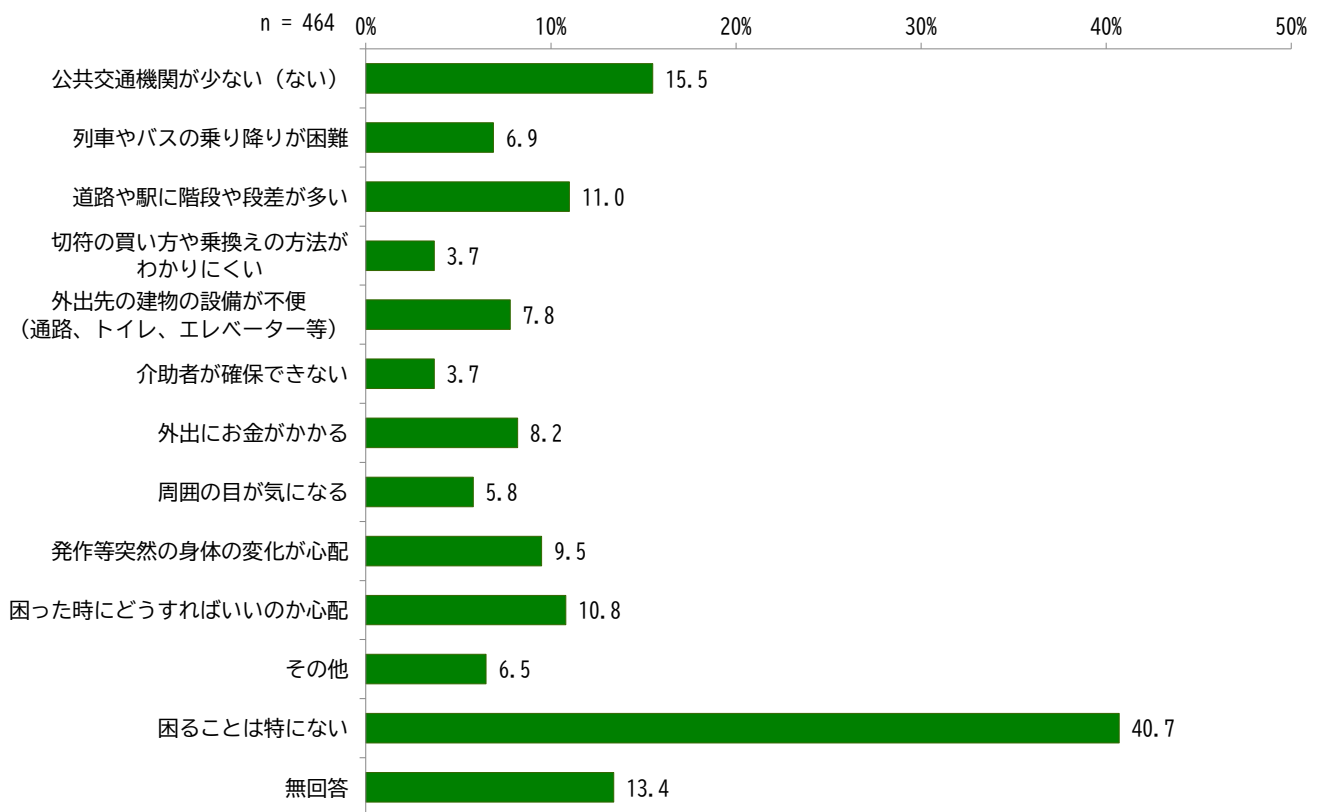
④日中活動や就労・就学について

◆外出の目的（対象：18歳以上の方）



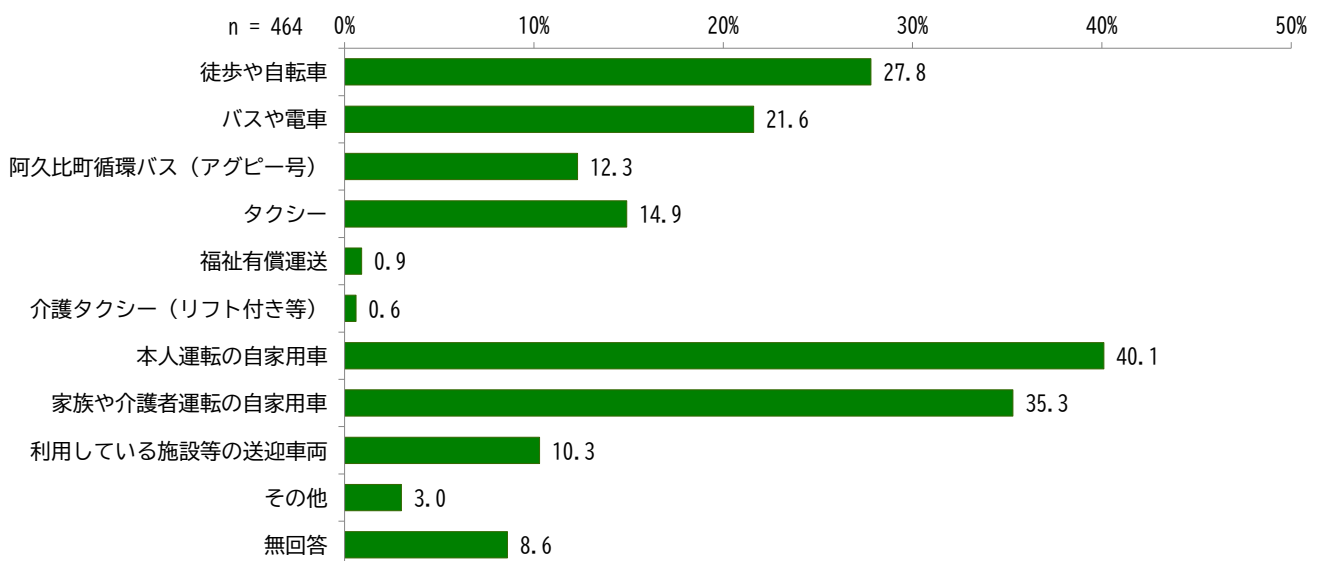
外出の目的は、「買い物に行く」（61.2%）が最も多く、次いで「病院の受診」（60.8%）となっています。

◆外出時の困りごと（対象：18歳以上の方）



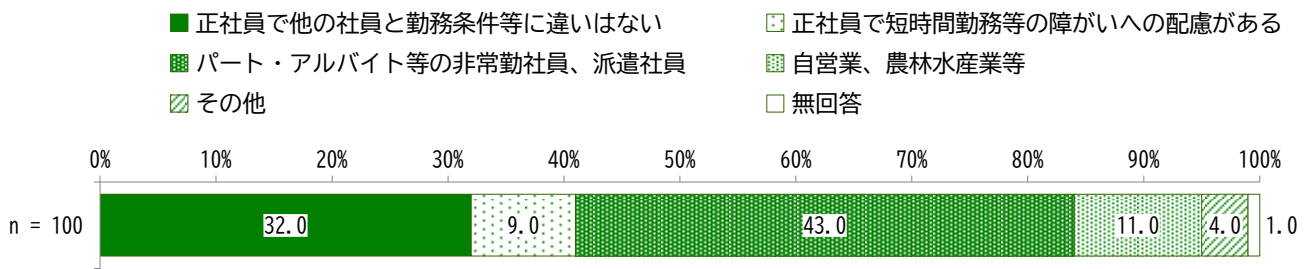
外出する時に困ることは、「困ることは特にない」（40.7%）が最も多く、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」（15.5%）、「道路や駅に階段や段差が多い」（11.0%）となっています。

◆外出時の移動手段（対象：18歳以上の方）



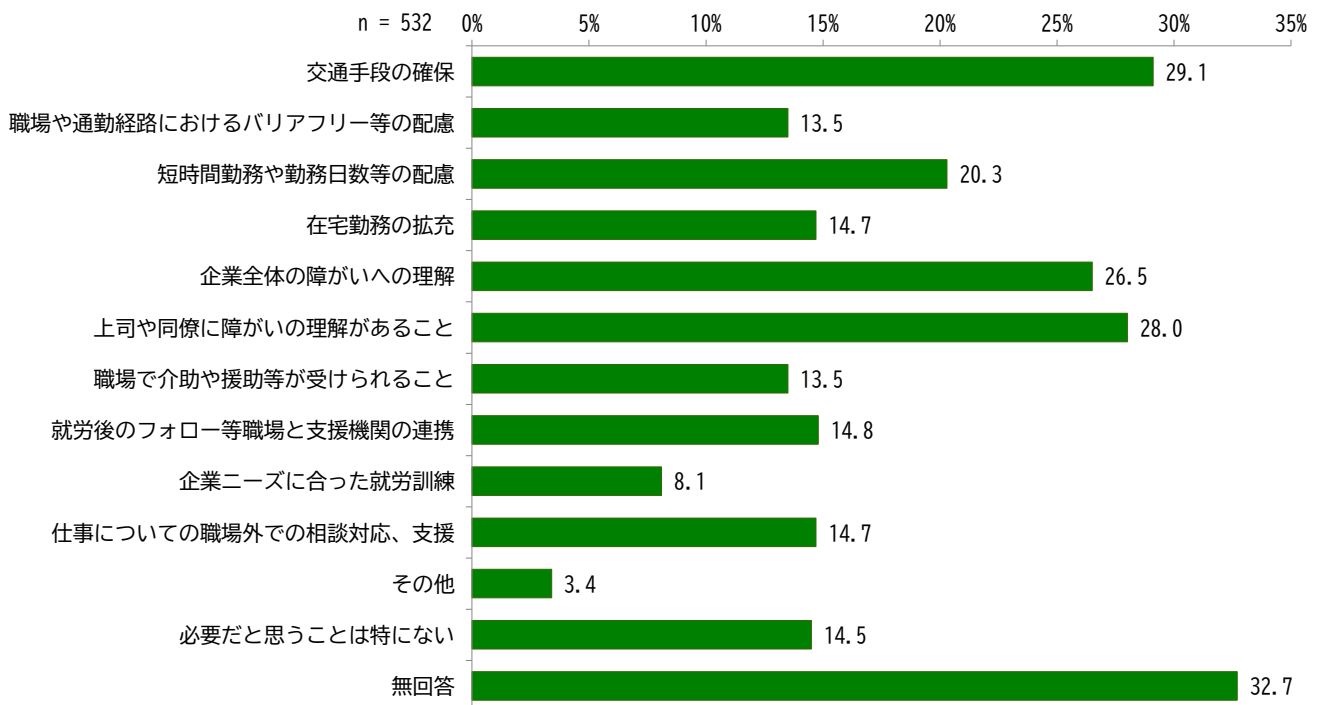
外出の時の移動手段は、「本人運転の自家用車」（40.1%）が最も多く、次いで「家族や介護者運転の自家用車」（35.3%）、「徒歩や自転車」（27.8%）となっています。

◆勤務形態（対象：18歳以上の方）



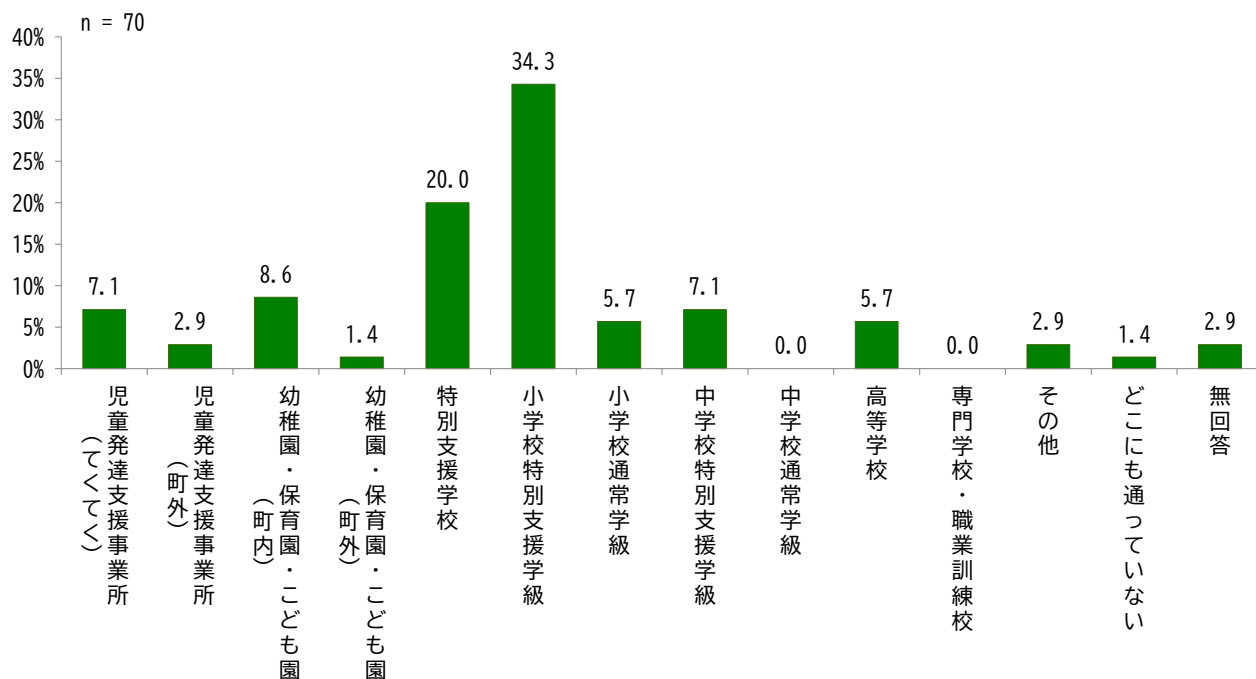
勤務形態は、「パート・アルバイト等の非常勤社員、派遣社員」（43.0%）が最も多く、次いで「正社員で他の社員と勤務条件等に違いはない」（32.0%）となっています。

◆就労支援として必要なこと（対象：18歳以上の方）



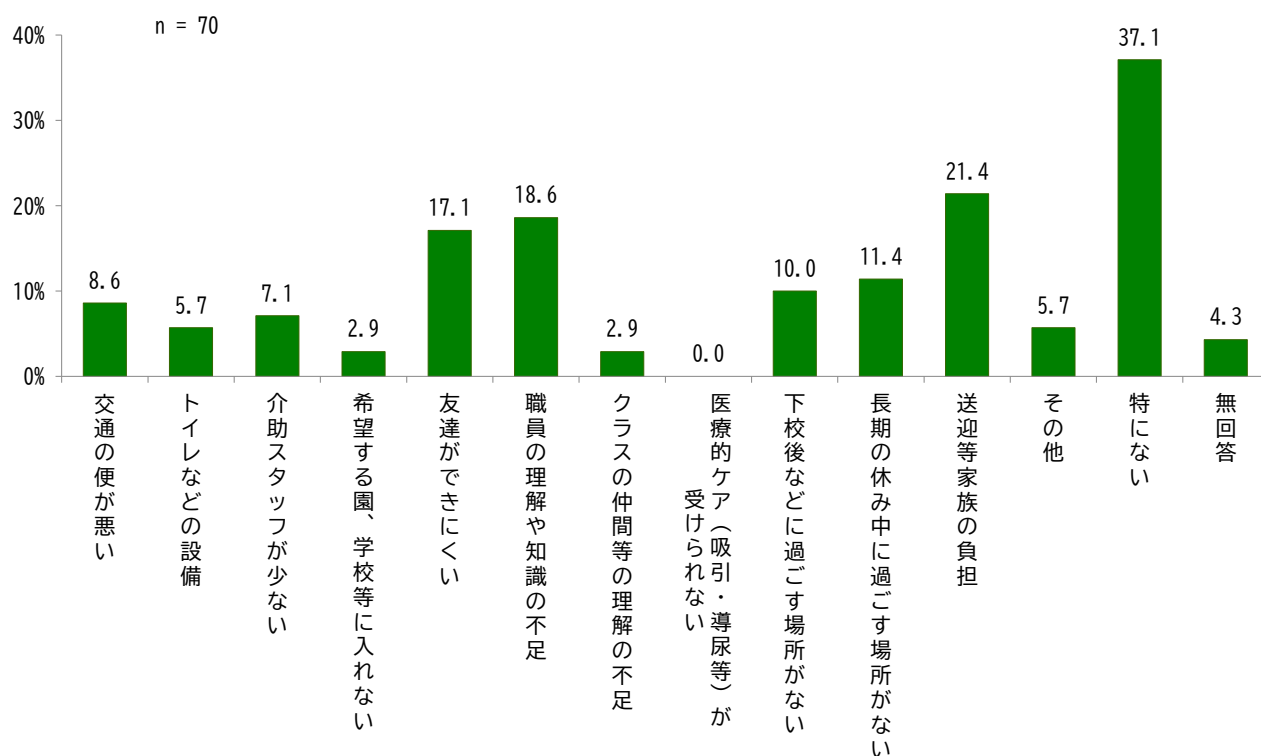
就労支援として必要だと思うことは、「交通手段の確保」（29.1%）が最も多く、次いで「上司や同僚に障がいの理解があること」（28.0%）、「企業全体の障がいへの理解」（26.5%）となっています。

◆通園（所）・通学先（対象：18歳未満の方）



通園（所）・通学先をみると、「小学校特別支援学級」（34.3%）が最も多く、次いで「特別支援学校」（20.0%）、「幼稚園・保育園・こども園（町内）」（8.6%）となっています。

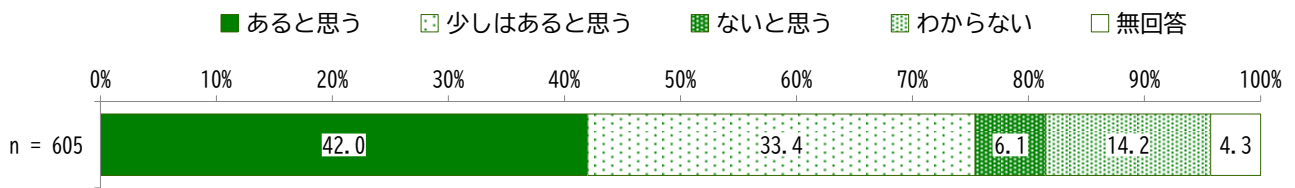
◆通園（所）・通学等で困っていること（対象：18歳未満の方）



通園、通学で困っていることは、「特にない」（37.1%）が最も多く、次いで「送迎等家族の負担」（21.4%）、「職員の理解や知識の不足」（18.6%）となっています。

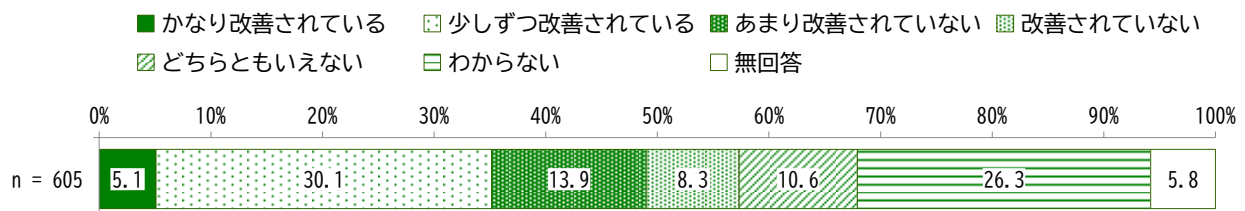
⑤権利擁護について

◆障がいを理由とする差別や偏見の有無



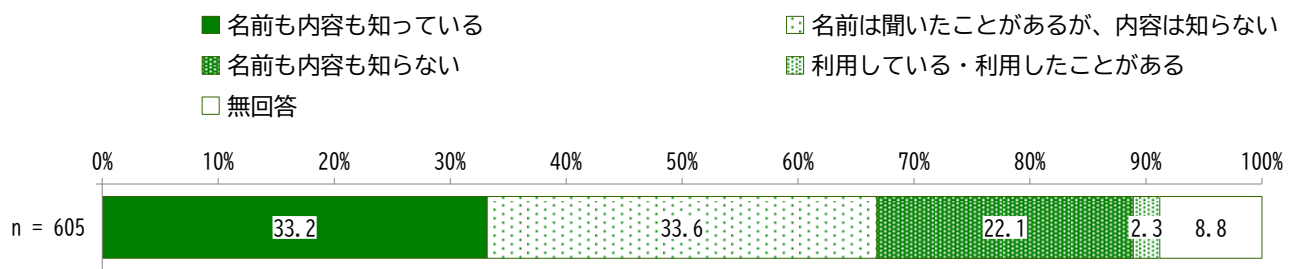
障がいを理由とする差別や偏見があるかについて、「あると思う」(42.0%)が最も多く、次いで「少しはあると思う」(33.4%)となっており、この2つをあわせた“差別や偏見があると思う”は75.4%となっています。

◆3年前と比べて改善されたかどうか



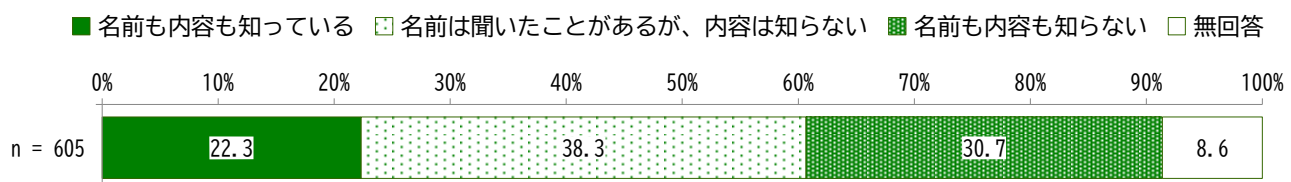
3年前と比べて差別や偏見は「かなり改善されている」(5.1%)、「少しずつ改善されている」(30.1%)をあわせて35.2%、「あまり改善されていない」(13.9%)、「改善されていない」(8.3%)をあわせて22.2%となっており、「わからない」は26.3%となっています。

◆成年後見制度の認知度



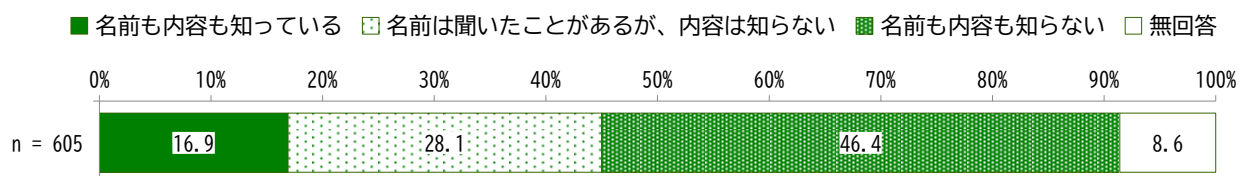
成年後見制度の認知度については、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」(33.6%)が最も多く、次いで「名前も内容も知っている」(33.2%)、「名前も内容も知らない」(22.1%)となっています。

◆障害者虐待防止法の認知度



障害者虐待防止法の認知度については、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」(38.3%)が最も多く、次いで「名前も内容も知らない」(30.7%)、「名前も内容も知っている」(22.3%)となっています。

◆障害者差別解消法の認知度

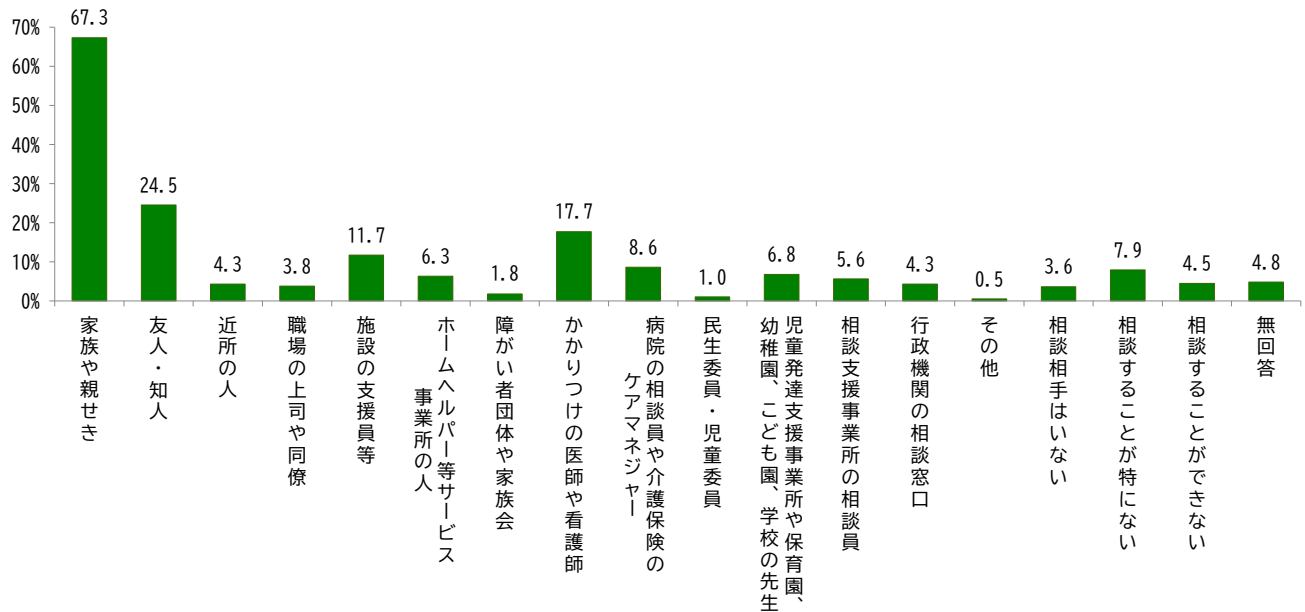


障害者差別解消法の認知度については、「名前も内容も知らない」(46.4%)が最も多く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」(28.1%)、「名前も内容も知っている」(16.9%)となっています。

⑥相談相手について

◆悩みの相談相手

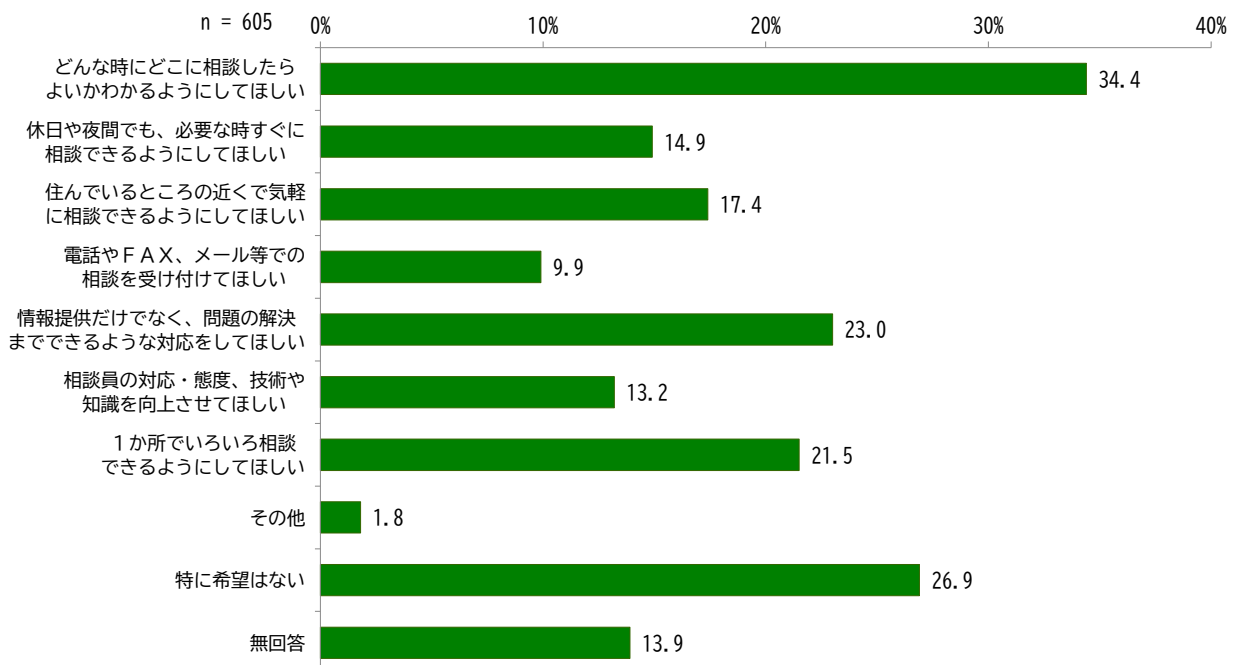
n = 605



普段の悩みの相談相手は、「家族や親せき」(67.3%)が最も多く、次いで「友人・知人」(24.5%)、「かかりつけの医師や看護師」(17.7%)となっています。

◆相談体制の希望

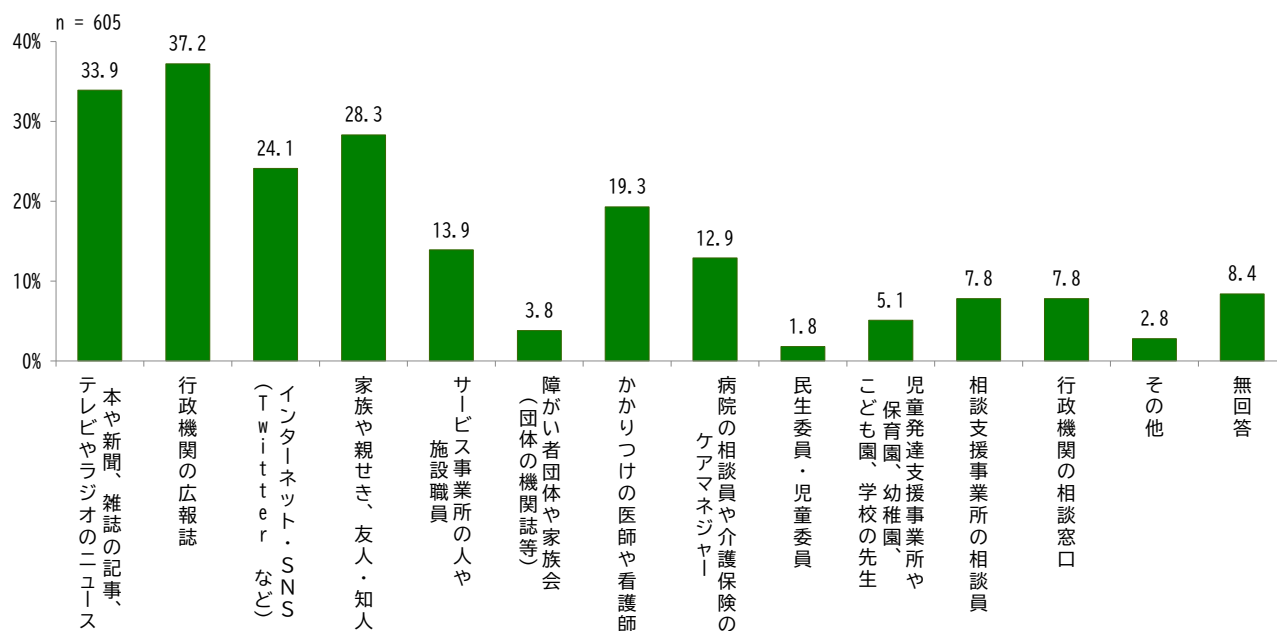
n = 605



相談体制として希望することは、「どんな時にどこに相談したらよいかわかるようにしてほしい」(34.4%)が最も多く、次いで「特に希望はない」(26.9%)、「情報提供だけでなく、問題の解決までできるような対応をしてほしい」(23.0%)となっています。

⑦情報収集の方法について

◆情報の入手先について



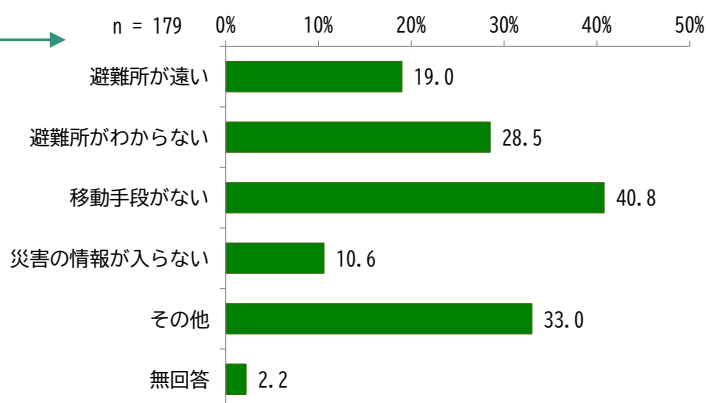
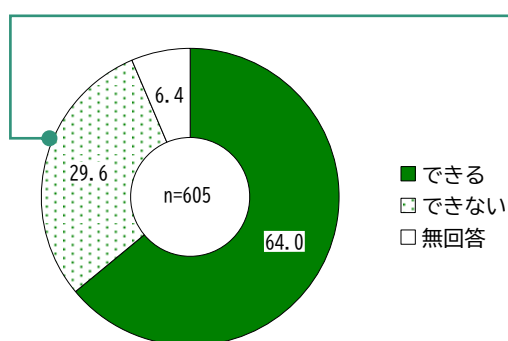
情報の入手先は、「行政機関の広報誌」(37.2%)が最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(33.9%)、「家族や親せき、友人・知人」(28.3%)等となっています。

⑧災害時の避難等について

◆災害時の避難について

○避難ができるかどうか

○避難できない理由



避難所まで避難が「できる」が64.0%、「できない」が29.6%となっています。

避難できない理由については、「移動手段がない」(40.8%)、「避難所がわからない」(28.5%)「避難所が遠い」(19.0%)となっています。また、「その他」(33.0%)も多く、主に「一人では難しい」等となっています。



《調査結果のまとめ》

1. 介助負担の軽減と担い手の確保

介助者の高齢化に伴い、今後も介助しつづけられるか不安に感じており、介助者の代わりがならず担い手不足を心配される声も多いことから、介助者の負担を軽減できる施策や相談支援体制の強化を検討するとともに、介助する側もされる側も共に充実した生活が送れるような取り組みが求められています。

2. 移動支援による生活の充実

外出の目的として、買い物や病院へ行くなど生活に必要なことを多くの方が自家用車で移動していますが、高齢化により今後の移動支援の充実は重要になると考えられることから、公共交通機関の利用促進や町の循環バス（アグピー号）をより便利に活用していただけるような取り組みが求められています。

3. 障がいのある人が働きやすい環境整備と理解の促進

就労のために必要な支援として、企業全体の障がいへの理解はもちろん、共に働く上司や同僚の理解促進を求める声が多く、また、学校内でも職員の理解や知識不足を指摘する声もあり、障がいのある人への理解は全体的に進んでいない状況となります。

差別や偏見があると回答した方は75.4%であり、さらに3年前と比べて改善していないと回答した方は22.2%という結果からも、すべての人が町で共に暮らす住民として多くの方に理解していただけるような取り組みが求められています。

4. 重層的支援体制整備事業の充実

相談体制の希望として、「どんな時にどこに相談したらよいかわかるようにしてほしい」や「情報提供だけでなく、問題の解決までできるような対応をしてほしい」という声が多く、重層的支援体制整備事業の充実とともに、誰もが気軽に相談しやすい場所が町の中にあるということを多くの方に知ってもらうための取り組みが求められています。

5. 災害時の体制整備と支援の充実

災害時の避難について、「移動手段がない」や「避難所がわからない」という声もあり、いざという時の支援体制の整備や情報の周知が足りていない状況となります。

また、災害時に自宅にとどまる人が約半数もあり、その理由としては、「避難が必要かわからない」や「避難所設備に不安がある」と回答しているため、防災対策の推進と支援内容を充実し、安心して暮らすことができる取り組みが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方



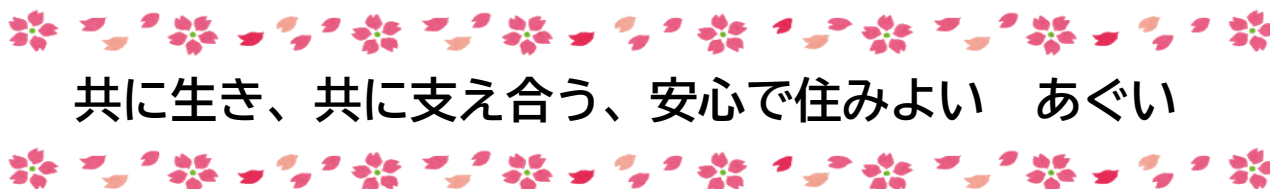
1 計画の基本理念

かけがえのない個人として、障がいや理由として差別されことなく、希望する地域に居住して、社会・経済・文化活動等に参加し、障がいのない人とお互いの個性と人格を尊重し合い、ともに社会的障壁を乗り越え、地域社会で共生することを目指して効果的に事業を実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ります。

また、障がいのある人が、その有する能力及び適性に応じて自立した日常生活を送ることができる社会を目指します。

よって、本町ではこれまでどおり、基本理念を継承し、その実現に向けた基本方針や施策体系の考え方を継続して実施します。

■ 基本理念



2 計画の基本目標

「共に生き、共に支え合う、安心で住みよい あぐい」の実現に向けて、現状の課題等を踏まえ、今後の制度改革に関わる動向に注視しながら、次の3つを基本目標として、施策の展開を図ります。

基本目標Ⅰ あんぜんであんしんなまち

障がいのある人はもとより、誰もが安全・安心な生活が送れるよう、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。障がいのある人の社会参加を促進するまちの環境整備や、障がい特性を踏まえた住環境の整備・改善、また防災・防犯体制の整備に努めるとともに、障がいのある人の差別・虐待が防止され、個人としての権利が守られながら暮らせることを目標とします。

基本目標Ⅱ ぐんぐんとすこやかにすみやすいまち

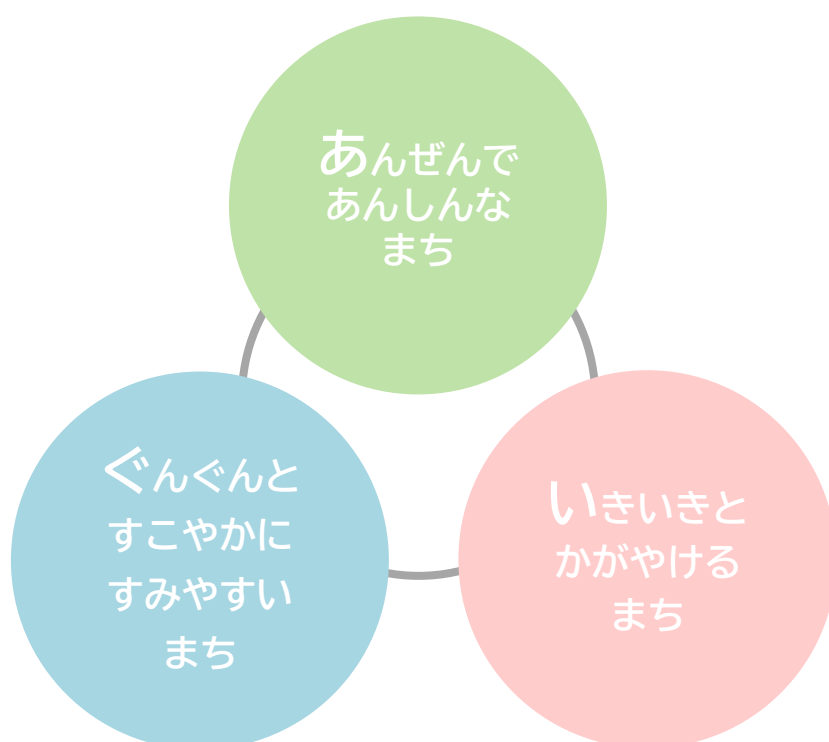
障がいのある子どもが、安心して地域の中で生活できるよう支援し、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備も必要です。障がいのある子どもやその家族に対する相談・支援体制の充実を図り、個々の状況に応じた保育・教育環境づくりに努め、関係機関が連携しニーズに対応した支援を推進します。

また、障がいの発生を予防するための保健事業や、障がいの早期発見・早期治療のための各種健康診断等を実施し、妊娠期から高齢期に至るライフステージにおいて、個々のニーズに対応できるよう一貫した支援体制の整備を図ります。

基本目標Ⅲ いきいきとかがやけるまち

障がい福祉制度の整備が進み、多様なサービスが提供されるようになる中、障がいのある人が生きがいを持って社会的に自立した生活を送るためには、様々なサービスが質・量ともに充実することや、関係機関が連携し、切れ目のない相談支援体制を構築することが求められます。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業、必要な用具の給付を行い、障がいのある人やその家族の地域生活を支援します。また、障がいのある人だけではなく、その家族も含めた複合的な課題に対応できるよう、総合的な相談支援体制の構築を目標とします。

■ 「共に生き、共に支え合う、安心して住みよい あぐい」の概念図



3 計画の施策体系

基本目標	基本施策	具体的施策
Ⅰ あんぜんで あんしんな まち	1. 差別解消及び権利擁護の推進	(1) 人権・権利擁護の推進 (2) 成年後見制度の普及 (3) 差別解消、虐待の防止
	2. 福祉のまちづくりの推進	(1) 地域福祉活動の推進 (2) 移動しやすい環境の整備 (3) 障がいのある人を支える人材の確保・養成
	3. 防災、防犯対策の推進	(1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進
Ⅱ ぐんぐんと すこやかに すみやすい まち	1. 保健・医療サービスの充実	(1) 母子保健事業（乳幼児期） (2) 学齢期保健事業 (3) 成人、高齢者保健事業 (4) 医療費支給事業
	2. 保育体制の充実	(1) 未就園児と母親（保護者）に対する教室 (2) 特別支援（インクルーシブ）保育と交流保育
	3. 教育と放課後施策等の推進	(1) 幼保小中の連携した教育支援 (2) 特別支援教育指導員による支援・指導 (3) 学校支援員の配置・充実 (4) 障害児通所支援事業 (5) 日中一時支援事業（B型） (6) 放課後児童健全育成事業（げんきッズ）
Ⅲ いきいきと かがやける まち	1. 相談支援体制の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 重層的支援体制整備事業の充実
	2. 情報のバリアフリー化と意思疎通支援の充実	(1) 情報提供の充実 (2) コミュニケーション支援の充実 (3) 障がい者団体への支援
	3. 自立した生活の支援	(1) 障害福祉サービスの充実 (2) 地域生活及び地域生活支援事業の充実 (3) 経済的自立の支援
	4. 雇用、就労	(1) 多様な就労支援の推進 (2) 福祉的な就労支援の充実 (3) 職親委託事業
	5. スポーツ、文化、芸術活動の促進	(1) スポーツ・レクリエーション活動の支援 (2) 文化活動参加への支援

第4章 第4次阿久比町障害者計画の 施策展開



基本目標Ⅰ あんぜんであんしんなまち

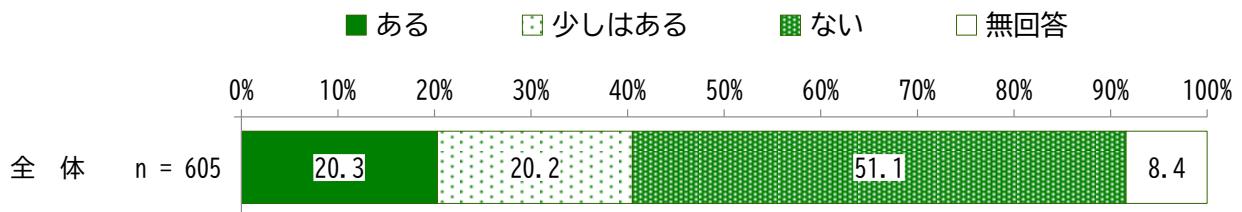
基本施策1 差別解消及び権利擁護の推進

現状と課題

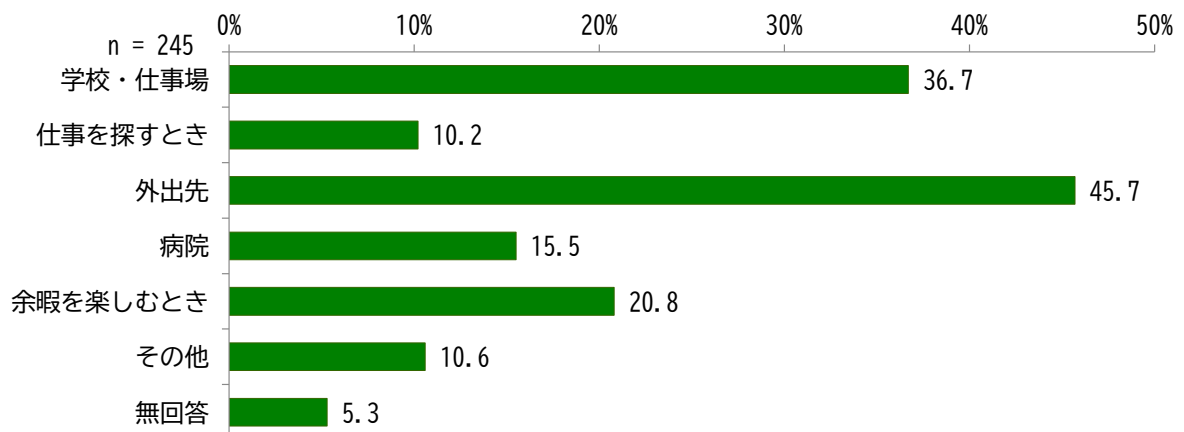
障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無について、「ない」が51.1%、「ある」「少しはある」の合計が40.5%となっています。

嫌な思いをした場所は、「外出先」が45.7%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が36.7%となっています。

図表 22 障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無



図表 23 嫌な思いをした場所



住民・団体の声



アンケート

- ・精神障がい者への虐待や、障がいのある人に対する虐待のワンストップの相談支援をして頂きたいです。
- ・外出先で「まだ若いのに杖をついてかわいそうだ」と聞こえるように言われ、嫌な思いをしたことがあります。



団体ヒアリング

- ・新聞やネット記事等で見聞きする施設職員による入所者への虐待等が心を痛めます。町内にもいくつかの施設があるが絶対にそのようなことがないようにお願いします。

施策の方針

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、互いにその人らしさを尊重し合いながら、共に生きる社会をつくることが大切です。そのために、障がいのある人に対する理解や必要な配慮等が深まるよう普及・啓発をすすめます。また、障がいがあることによって権利の侵害や不利益を生じることがないように、差別の解消や権利擁護の取り組みの充実を図るとともに、虐待の防止と早期対応に関する取り組みを推進します。

具体的施策

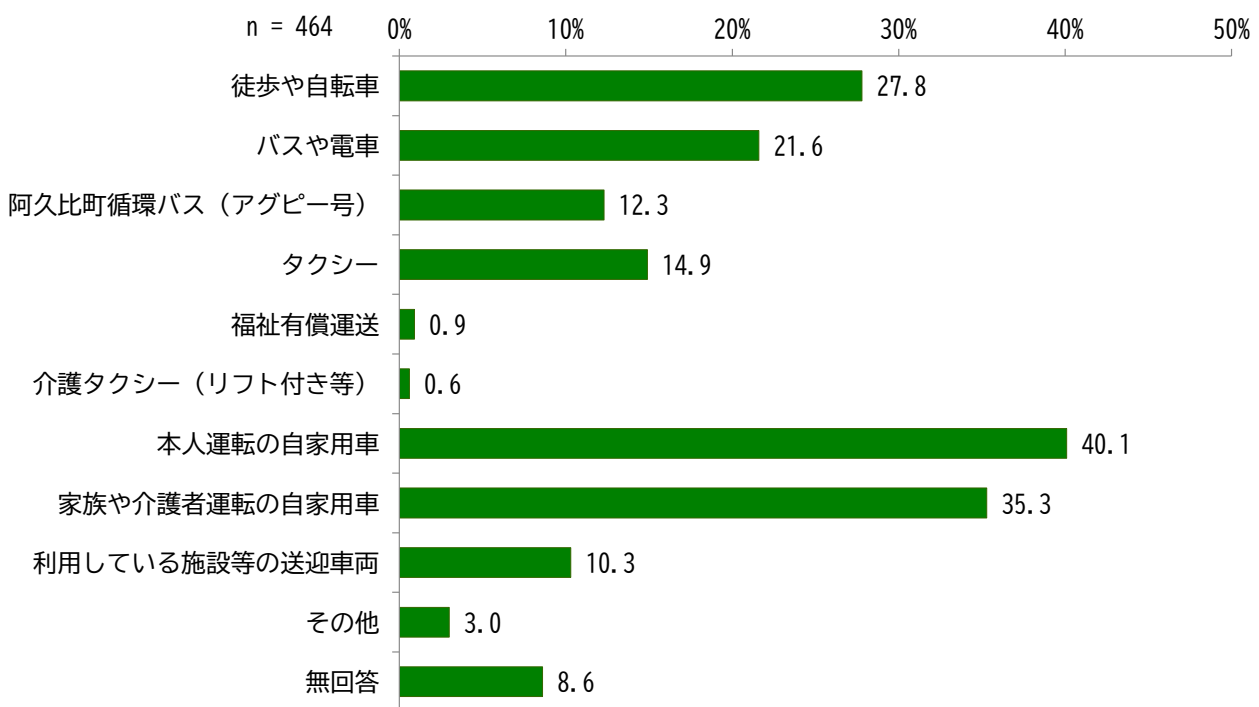
	施策	内容	関係課
(1)	人権・権利擁護の推進	障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人に対する障壁を取り除くことができるよう、効果的・継続的な啓発活動の充実に努めます。障がいのある人の差別解消や権利擁護の推進のため、自立支援協議会等において、事例検討や研修・情報の発信に取り組みます。	住民福祉課
(2)	成年後見制度の普及	成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人やその家族に対し、情報の提供及び利用の促進に努めるとともに、障害のある人の権利擁護を図ります。	住民福祉課
(3)	差別の解消、虐待の防止	「広報あぐい」等で「障害者週間」の周知や「障害者理解」に関する記事の掲載、またヘルプマークの普及に努め、心のバリアフリーを推進します。 障害者虐待防止センターを中心に、虐待の相談・通報・届出に対する迅速・適切な対応を図るとともに、自立支援協議会と連携し、虐待防止に関する理解・啓発をすすめます。 差別解消の推進のため幅広い理解を深め、相談窓口等の周知に努めるとともに、虐待防止支援体制を構築します。	住民福祉課

基本施策2 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

外出時の移動手段は、「本人運転の自家用車」が40.1%で最も多く、次いで「家族や介護者運転の自家用車」が35.3%、「徒歩や自転車」が27.8%となっています。高齢化により運転免許証の返納が考えられるため、今後は充実した移動支援が求められると思われます。

図表 24 外出時の移動手段



住民・団体の声



アンケート

- ・自宅から駅までは遠く、また夜道も怖いため、車の運転ができない自分はアグビー号が頼りです。アグビー号の朝夜の時間の拡大と増便をお願いします。タクシー割引も毎回のことだと高いし、すぐには来てくれません。草木地区のケアを充実させて下さい。
- ・アグビー号は車椅子で乗車ができないので、車椅子のまま乗ることができる公共車両があると助かります。



団体ヒアリング

- ・要介護1・2等の一人住まい障がい者で、買い物に困っているケースが見受けられます。70歳未満でタクシー券に該当せず、バス停までも遠くて利用がしづらいです。介護タクシー的な利用促進が図れるといいと思います。
- ・各ボランティアの養成講座が増えることは嬉しいです。その受講生達がボランティアとした実働できるよう支援するシステムと講座で終わってしまうことのないように長い目でみた養成も必要かと思っています。

施策の方針

地域共生社会の実現が福祉分野全体で目指される中、住民一人ひとりが障がいについて適切に理解し、地域関係団体等や地域に関わる人が協働し、地域における支え合いの体制をつくるのが大切です。共に生きる環境づくりのために必要なこととして、学校における福祉教室の充実や、ボランティア活動の推進が求められているため、身近な場や、町内の様々な機関と連携し、ふくしのまちづくりを推進します。また、障がいのある人の移動・外出支援を推進することにより、障がいのある人が地域社会で関わりを持ちながら、自立した生活を送ることができる暮らしの環境づくりを目指します。

具体的施策

	施策	内容	関係課
(1)	地域福祉活動の推進	各小中学校で福祉実践教室を実施し、障がいのある人への理解の促進に努め、福祉のこころを育みます。 福祉団体及びボランティアを中心に「社会福祉大会」への住民参加を呼びかけます。 地域での居場所づくりやふれあい活動の推進のため、地域活動支援センターを活用し、通いの場や活動の場を提供します。	住民福祉課 社会福祉協議会
(2)	移動しやすい環境の整備	障がいのある人の身近な移動手段を確保するため、循環バスの利便性向上の検討と共に、オンデマンド交通の研究にも取り組みます。 屋外での移動が困難な方に対する移動支援事業を実施します。 身体に障がいのある方への運転免許取得や自動車改造の助成事業を行います。	住民福祉課 防災交通課
(3)	障がいのある人を支える人材の確保・養成	ボランティアセンターを中心にボランティア団体の活動や育成を支援し、ボランティアグループのネットワークづくりに努めます。 SNS等を活用し、ボランティアセンターのさらなる啓発に努めます。	住民福祉課 社会福祉協議会

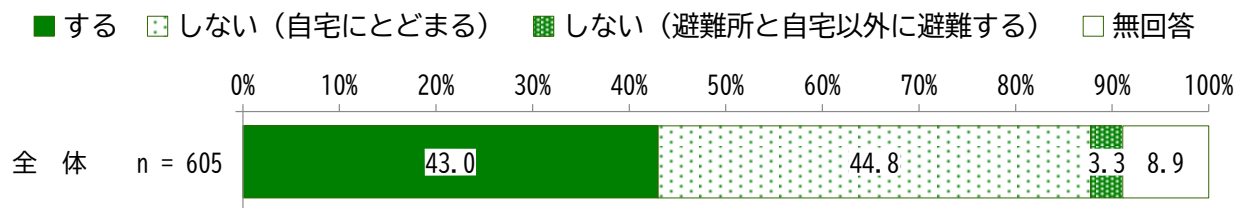
基本施策3 防災、防犯対策の推進

現状と課題

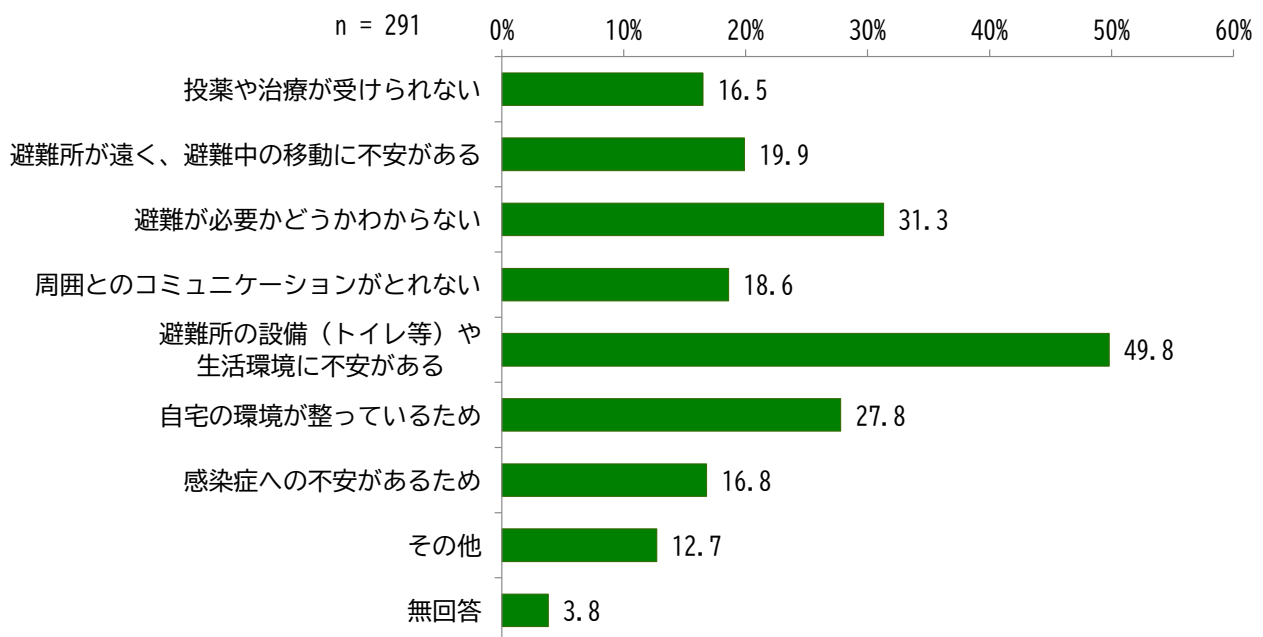
実際に災害が起きた場合に、避難所まで避難するかどうかについては、「しない（自宅にとどまる）」が44.8%、「する」が43.0%となっています。

避難所まで避難しない理由は、「避難所の設備（トイレ等）や生活環境に不安がある」が49.8%で最も多く、次いで「避難が必要かどうかわからない」が31.3%となっています。

図表 25 災害時に避難所まで避難をするかどうか



図表 26 避難所まで避難しない理由



住民・団体の声



団体ヒアリング

・地域の障がい者の情報が少なく防災対策上の対応が難しいと感じます。避難行動要支援者名簿でも高齢者主体で障がい者は一部のみ対策となっており、有事の対策として困るケースが想定されます。災害時に当事者が動けない時どうするか等の具体的な方針の検討も必要ではないかと思います。

施策の方針

近年、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしており、災害時に支援を必要とする方の避難支援体制の整備・充実が喫緊の課題となっています。緊急時でも迅速かつ円滑な支援を行うことができるよう、関係機関との連携による体制の整備を図るとともに、日頃から地域住民と協力した取り組みを進めます。

具体的施策

	施策	内容	関係課
(1)	防災対策の推進	住民参加の防災訓練の実施、防災マップの配布等により、住民の意識の高揚を図るとともに、消防団・赤十字奉仕団・防災ボランティア等と連携を強化します。 避難行動要支援者登録制度の周知を図り、障がいのある人や高齢者等の災害時に支援を要する人々を把握し、自主防災会、民生委員、児童委員との連携を進めます。また、要支援者一人ひとりに対する個別避難計画の作成を推進します。	防災交通課
(2)	防犯対策の推進	警察や自主防犯団体と協力した防犯キャンペーンのほか、犯罪多発か所にのぼり旗や看板の設置をする等して、高齢者や障がいのある人等に防犯に対する意識の高揚を図ります。また、犯罪被害者の支援を行う等、個人向け対策の充実を図ります。	防災交通課

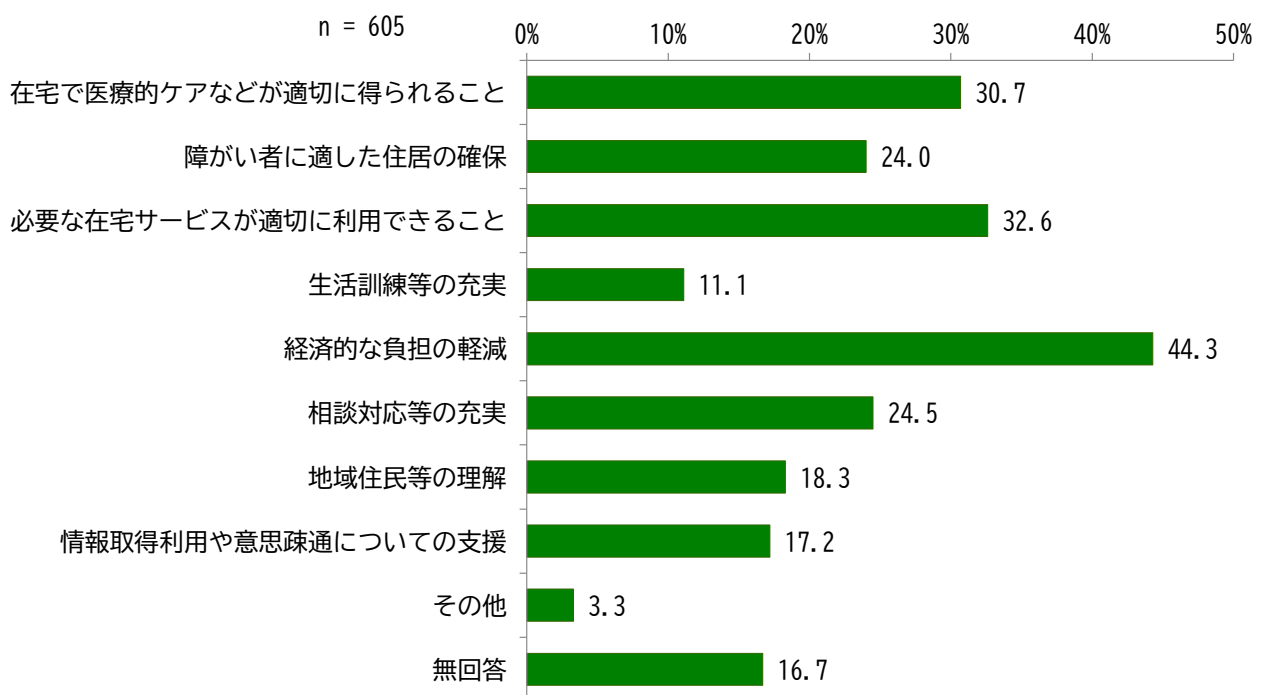
基本目標Ⅱ ぐんぐんとすこやかにすみやすいまち

基本施策1 保健・医療サービスの充実

現状と課題

希望する暮らしを送るために必要だと思う支援は、「経済的な負担の軽減」が44.3%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が32.6%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が30.7%となっています。

図表 27 希望する暮らしを送るために必要だと思う支援



住民・団体の声



アンケート

・阿久比町にも精神の在宅医療が早々に受けられるようお願いしたいです。現状は、本人が受診しないので家族がクリニックに行って薬をお願いしていますが、この先不安です。



団体ヒアリング

・保健師や役場職員からの病院指定は無理ですが、各専門病院の町内利用者の資料は作成できませんか。一人で探すよりは数件の病院名・住所・連絡先等が掲載されたパンフレットがあると安心します。
・障がいの早期発見・早期治療、医療サービス、精神保健医療が充実していたら本当に心強いと思います。一時的なものではなく、長期的なものだいいと思います。

施策の方針

障がいのある人や障がいのある子どもが健康を維持し、生き生きとした生活を送ることや、必要に応じて医療を受けることで、身体や心にかかる負担を軽減することができるよう、保健・医療の充実を図る必要があります。そのために、乳幼児期や学齢期における各種健診や保健事業の充実、また成人、高齢者の心身機能の維持や向上にかかる医療費支給事業の充実に取り組みます。

具体的施策

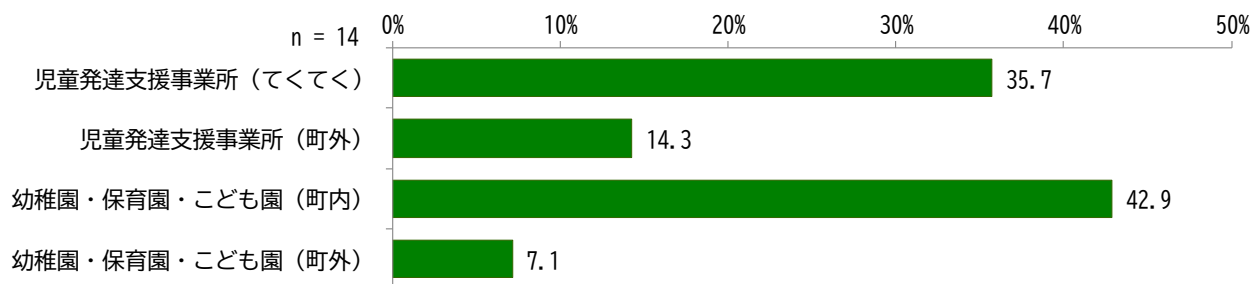
	施策	内容	関係課
(1)	母子保健事業（乳幼児期）	複雑化する要支援ケースに対して対応できるよう庁内外の担当部署及び関係機関が迅速かつ円滑に連携できるよう体制の構築を図ります。 また、入園した子どもへのフォローも視野にさらなる充実に努めます。	子育て支援課 健康介護課
(2)	学齢期保健事業	学校や教育相談センターでは相談しにくいケースに対し、保健事業担当が関わることでフォローできる体制の構築を図ります。 また、特別支援教育指導員との相談日を設定し、就学前の子どもたちの相談機会を十分に確保していきます。	健康介護課 学校教育課
(3)	成人、高齢者保健事業	保健センターを中心とし、町民が健康づくりに興味・関心を持つよう努めます。 健診結果等を分析した上で健康面における課題を抽出し、課題改善のために毎年度テーマを設定しながら各種教室等を開催していきます。 難病については、保健所・医療機関と連携を図り、難病患者とその家族に対する保健医療福祉サービスの調整に努めます。	健康介護課
(4)	各種医療費の助成	障害者医療、精神障害者医療、子ども医療などの各医療費助成制度を適切に実施します。 自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院）の助成に関する手続きを行います。	住民福祉課

基本施策2 保育体制の充実

現状と課題

未就学児の日中の過ごし方は、「幼稚園・保育園・こども園（町内）」が42.9%で最も多く、次いで「児童発達支援事業所（てくてく）」が35.7%、児童発達支援（町外）が14.3%となっています。

図表 28 日中の過ごし方



住民・団体の声



アンケート

・障がい児のサービスとして児童発達支援事業所（てくてく）の情報しか阿久比町民は得られないので、町外にもたくさんあり、その子に合った支援ができることを伝えて欲しいです。

施策の方針

保育所・幼稚園では、子ども一人ひとりを理解し、発達や特性に応じた幼児教育を行うことを大切にしています。発達の遅れや障がいの早期発見のため、関係機関と協力し、就園前に各教室へつなげることで、丁寧な支援が行えるようにしています。また、児童発達支援へ通所している子どもに対して交流保育を行い、地域の保育所・幼稚園へ徐々に親しみを持ち、なじんでいけるようにしています。各保育所・幼稚園へ入所後は、一人ひとりの特性や個性に合わせた支援と、障がいのあるなしに関わらず、ともに育ちあえるインクルーシブ保育を進めています。これらのことは、県の障害児等療育支援事業における専門家の研修の受講、心理士や特別支援教育支援員の指導を受けるほか、児童発達支援事業所や子育て支援センターなどの関係機関と連携をしながら、質の向上を目指しています。

具体的施策

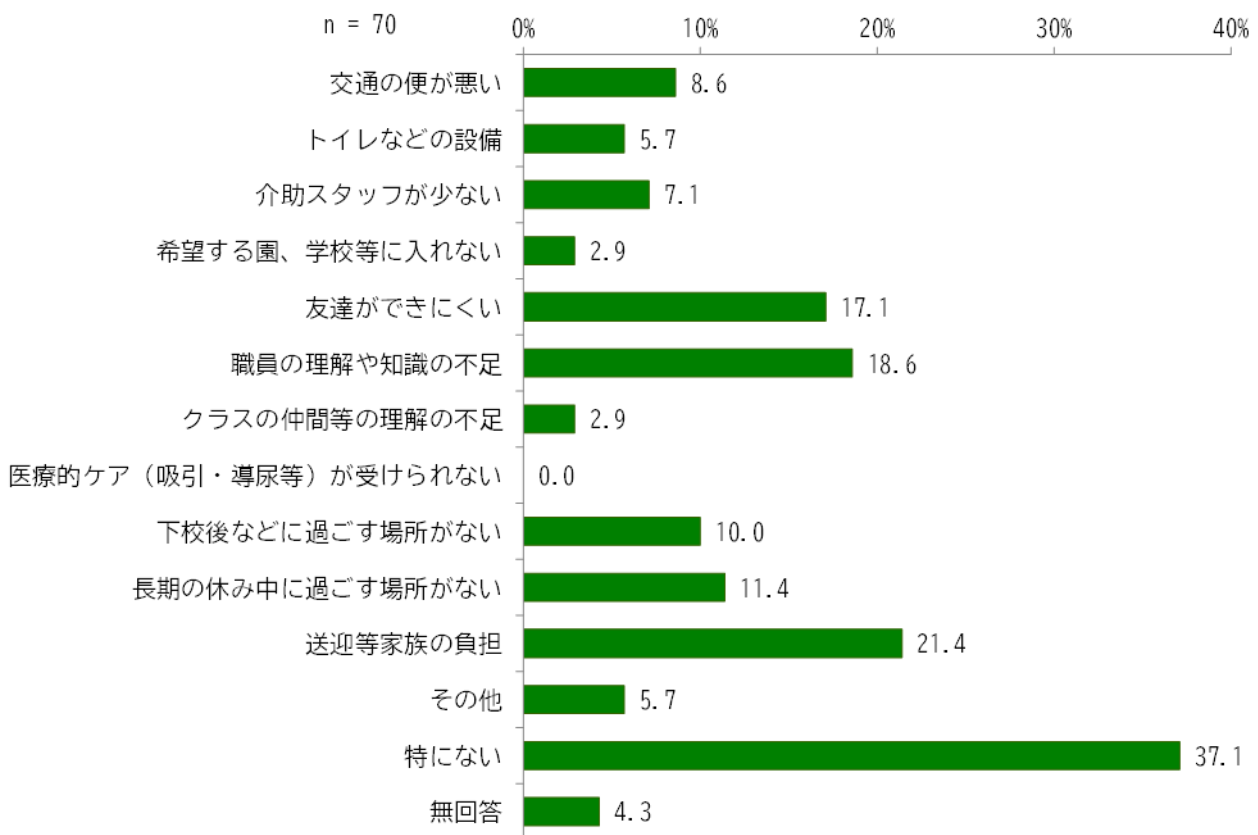
	施策	内容	関係課
(1)	未就園児と母親（保護者）に対する教室	入園前の発達が気になる子や障がいのある子どもに対する相談窓口の明確化を図り、保護者の不安を軽減できる体制の構築に努めます。 また、保護者が子どもの個性に気付き、子どもとの関わり方を学び、育児不安を軽減してより良い親子関係を築いていけるよう支援します。	健康介護課 子育て支援課
(2)	特別支援（インクルーシブ）保育と交流保育	子どもの発達に合わせた交流を進めるとともに、障がいのあるなしにかかわらず自然にふれあい、親しみを持つ機会を設けます。	子育て支援課

基本施策3 教育と放課後施策等の推進

現状と課題

通園（所）・通学で困っていることは、「特にない」を除くと、「送迎等家族の負担」が21.4%で最も多く、次いで「職員の理解や知識の不足」が18.6%、「友達ができにくい」が17.1%となっています。

図表 29 通園（所）・通学で困っていること



住民・団体の声



アンケート

・放課後等デイサービスを利用しています。しかし、サービスの利用時間が決まっているため仕事をするにも、制限されてしまいます。兄弟もいるため、仕事をしたくてもなかなか難しいです。学童のように働く親が利用しやすい場所を確保して欲しいです。



団体ヒアリング

・保育園や学校との連携を取りたかったです。医療、療育、保育、学校との連携がなかなか難しく、学習障がいに対しての支援がなかったように思います。読み書き、計算に遅れがあるが情緒的にあまり遅れない子ども達もたくさんいます。個々に見極めて、みんながともに過ごせる環境を推進してもらいたいです。

施策の方針

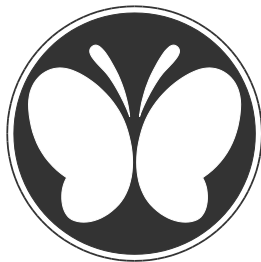
障がいや発達特性の状態が多様化しており、授業・日常生活等における困難を抱えている園児・児童生徒へのよりきめ細やかな「個別の支援（学習支援も含む）」といった教育的対応がますます求められています。小中学校においては、特別支援学級や通級による指導に加え、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする対象者が年々増加しているため、適切な指導及び支援を行っていきます。

放課後の支援については、障害児通所支援事業の放課後等デイサービス及び地域生活支援事業の日中一時支援事業（B型）による福祉サービスの提供、放課後児童健全育成事業の学童保育による支援を行っていきます。

具体的施策

	施策	内容	関係課
(1)	幼保小中の連携した教育支援	幼保小中が連携と接続を基調とする一貫性のある教育を展開し、支援を必要とする園児、児童生徒に切れ目のない支援を提供できるように取組を進めていきます。 個別の教育支援計画や合理的配慮の事例を集約・活用し、誰もが学びやすく、生活しやすい環境づくりに努めます。	子育て支援課 学校教育課
(2)	特別支援教育指導員による支援・指導	特別支援教育指導員が各所へ巡回し、保護者との面談や専門的立場から教員の支援・指導を行います。子どもの就学に悩む保護者に対しては必要な情報を提供することで、不安解消につなげます。また、発達障がいや合理的配慮に関する研修を行い、町全体で教育支援に対する意義の共有を図る機会を設けます。	学校教育課
(3)	学校支援員の配置・充実	小中学校において、担任を含め教師の力だけでは十分な支援が困難な場合があるため、学校支援員の必要な人員を確保するとともに障がいの特性理解や子どもの気になる行動と対応についてなどの基本的な考え方・理念についての研修等により支援員が力量向上できるよう努めます。	学校教育課
(4)	障害児通所支援事業	日中一時支援事業（B型）や短期入所等、他のサービスと調整を図りながら、それぞれの児童の状況にあったサービスの支給ができるよう努めます。	子育て支援課

(5)	日中一時支援事業 (B型)	放課後等デイサービスとの調整を図り、相乗効果が出るような支給決定をし、利用状況を確認して、今後につながる支援に努めます。	住民福祉課
(6)	放課後児童健全育成事業 (げんきッズ)	支援員の専門的知識や技術等の習得を進め、障がいのある子どもの受入体制を整備し、学童保育の充実を図ります。	子育て支援課



聴覚障害者標識

聴覚障がいのある人であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。

「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別にあたります。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。

補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。

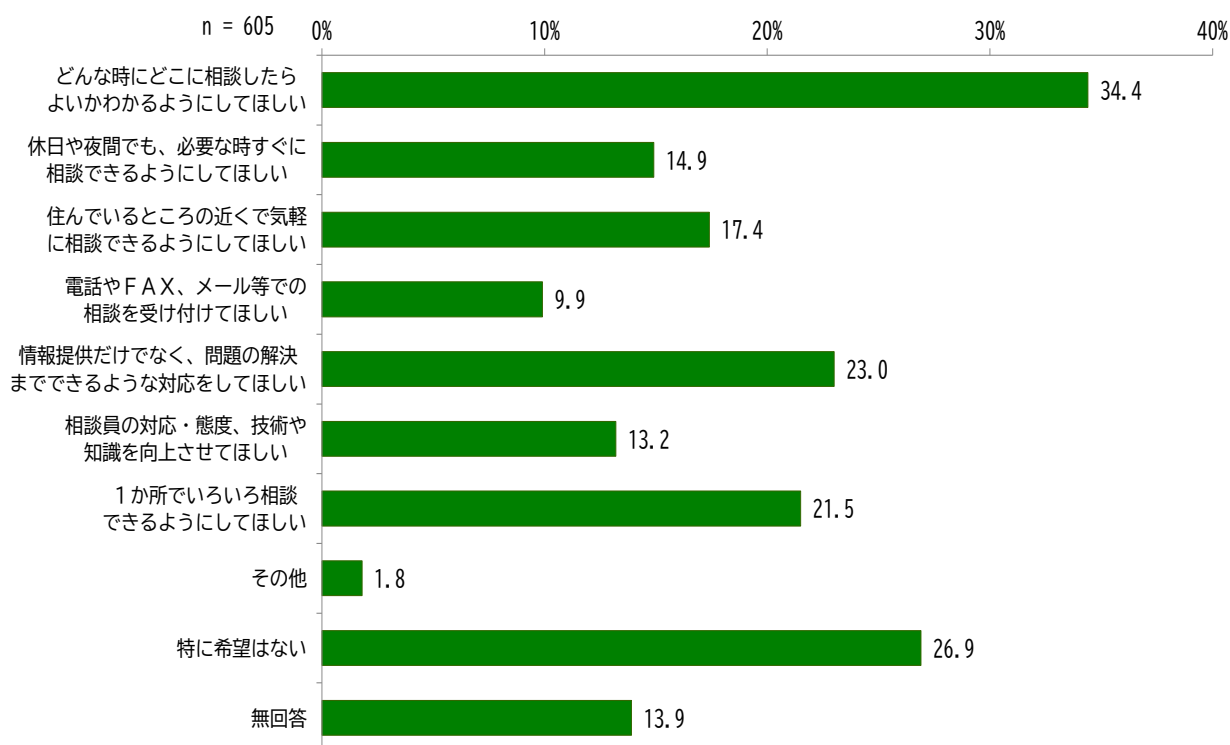
基本目標Ⅲ いきいきとかがやけるまち

基本施策１ 相談支援体制の充実

現状と課題

相談体制として希望することは、「どんな時にどこに相談したらよいかわかるようにしてほしい」(34.4%)が最も多く、次いで「特に希望はない」(26.9%)、「情報提供だけでなく、問題の解決までできるような対応をしてほしい」(23.0%)、「1か所でいろいろ相談できるようになってほしい」(21.5%)となっています。近年、不安や悩みは多様化しており、相談窓口が関係機関と連携し様々な問題に対応できる支援体制が求められます。

図表 30 福祉や生活の相談体制への希望



住民・団体の声



アンケート

・就学、進学、進級、就職とこの先にどんな状況があって、どんな選択肢があり、可能性があるのか、早めに情報を収集して考えられる時間を持てるように、どんな選択をどの時期にする時がくるのか見てすぐわかる見通しがもてるものが、みんなの手にわたるようになってほしいです。



団体ヒアリング

・役場へ手続きに行ったついでに相談したいこともあります。せっかく社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーができたのに別棟です。町役場庁舎内に窓口がないのは、やはり不便です。地域包括支援センターのように子育て、障がい者も手続き以外の相談窓口を庁舎内に作って欲しいです。

施策の方針

近年、障害福祉分野においては、支援が必要であるにも関わらず支援に結びついていない人や、介護者の高齢化に伴い、家族全体を支える相談対応が求められるなど、相談が複雑化しています。障がいのある人が身近な地域で相談を受けることができる体制を構築するため、様々な障害種別、年齢、状態等に対応し、総合的な相談支援体制の整備を図ることが必要です。障害のある人の多様な特性に対応し、必要に応じた支援が提供できる体制づくりを進めます。

具体的施策

	施策	内容	関係課
(1)	相談支援体制の充実	身体・知的・精神障害、難病、医療的ケア児・者等に対応するため、社会福祉士をはじめとする相談支援専門員を配置した「阿久比町障がい者支援センター」を中心に、関係機関との協働で、当事者の暮らしを中心に捉えた、相談支援の充実を図ります。 困難ケースや地域に共通する課題について、自立支援協議会等において検討し、効果的な支援のための連携や、解決に向けての取り組み方策を進めます。	住民福祉課 子育て支援課
(2)	重層的支援体制整備事業の充実	重層的支援体制整備事業により、相談者の世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、各分野における相談支援を一体的に捉え、関係機関と連携した重層的な支援体制の構築を進めます。	住民福祉課 各担当課

阿久比町障がい者相談支援センターとは？

阿久比町障がい者相談支援センターは、地域の障がい福祉に関する相談支援の中心的な場所です。障がいのある人が地域で安心して生活できるよう行政、事業所、医療機関などと連携し、支援の必要な人をチームで支えられる仕組み作りを進めています。

【連絡先】

場所：愛知県知多郡東浦町大字緒川字寿久茂 129

(知多地域障害者生活支援センターらいふ内)

電話：0562-38-5537

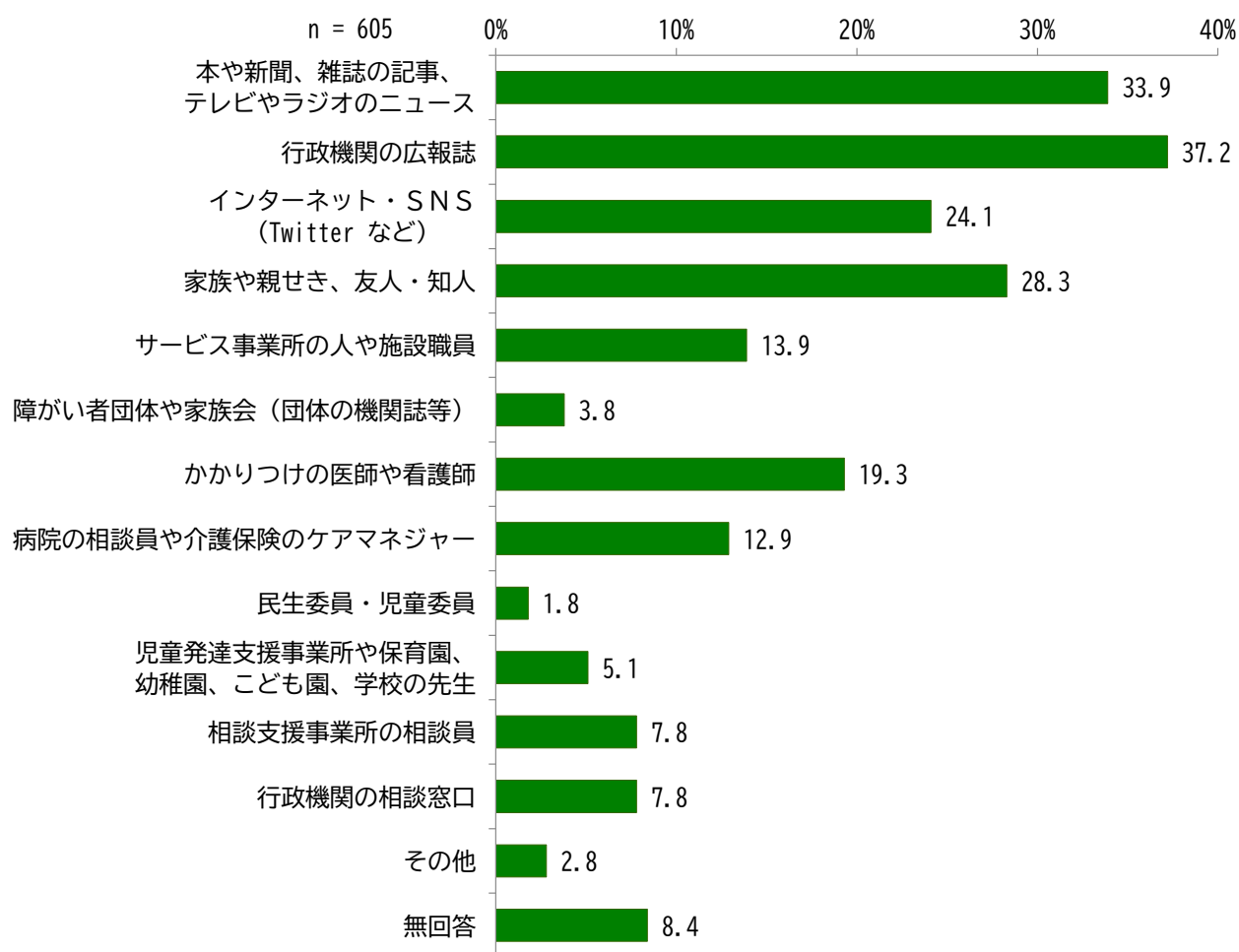
メール：soudan-a@aikouen.jp

基本施策２ 情報のバリアフリー化と意思疎通支援の充実

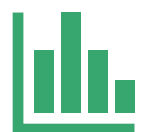
現状と課題

障がいのことや福祉サービス等に関する情報の主な入手先は、「行政機関の広報誌」が 37.2% で最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 33.9%、「家族や親せき、友人・知人」が 28.3% となっています。情報の入手は多様になってきており、障がい特性に応じた情報提供の充実が求められます。

図表 31 障がいのことや福祉サービス等に関する情報の主な入手先



住民・団体の声



アンケート

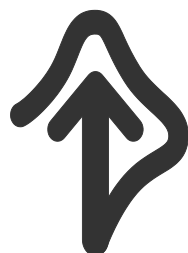
- ・年代別や障がい別にあったガイドブックを作ってその年代になったら郵送してもらえると嬉しいです。どのように相談していいのか、どこに相談していいのかわからないため、例えばＡＩに聞くと、こんなことするといいと教えてくれるシステムがあるといいと思います。
- ・必要な人に必要な情報が行き渡るといいなと思います。
- ・役場で手話通訳者をつけてほしいです。また役場の職員対象で手話通訳研修を開くなど、職員が手話を覚えることができる取り組みがあるといいです。

施策の方針

近年、インターネットやスマートフォンの普及など、情報化社会の進展によりさまざまな情報の入手が容易になる中で、障がい特性を踏まえた情報のバリアフリーを推進することが求められています。合理的な配慮をふまえ、様々な障害特性に対応した情報提供を行うとともに、意思疎通に対する支援の充実に努めます。

具体的施策

	施策	内容	関係課
(1)	情報提供の充実	各種支援制度や相談窓口、福祉サービスの利用手続きについて、障がいのある人とその家族への周知を図るため、ホームページやガイドブック等を通じて情報提供の充実に努めます。 聴覚障がい者や視覚障がい者等が日常生活において円滑な意思疎通ができるよう、各種サービスを調査研究し、周知を図ります。	住民福祉課
(2)	コミュニケーション支援の充実	聴覚障害を有している人の情報伝達に関わるコミュニケーション支援が円滑に実施されるよう手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を行うとともに、手話奉仕員の養成研修を行い、人材の確保に努めます。 視覚障害等を有している人が広報紙の情報を入手しやすいよう、ボランティア団体と協働して、声の広報を提供します。	住民福祉課 社会福祉協議会
(3)	障がい者団体への支援	障害者手帳の交付時等に障がい者団体を紹介したパンフレットの配布を行い、障がいのある人の団体への加入促進を図ります。また、障がい者団体が行うレクリエーション事業等の活動を支援します。	住民福祉課 社会福祉協議会



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。

聴覚障がいのある人は見た目にはわからないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

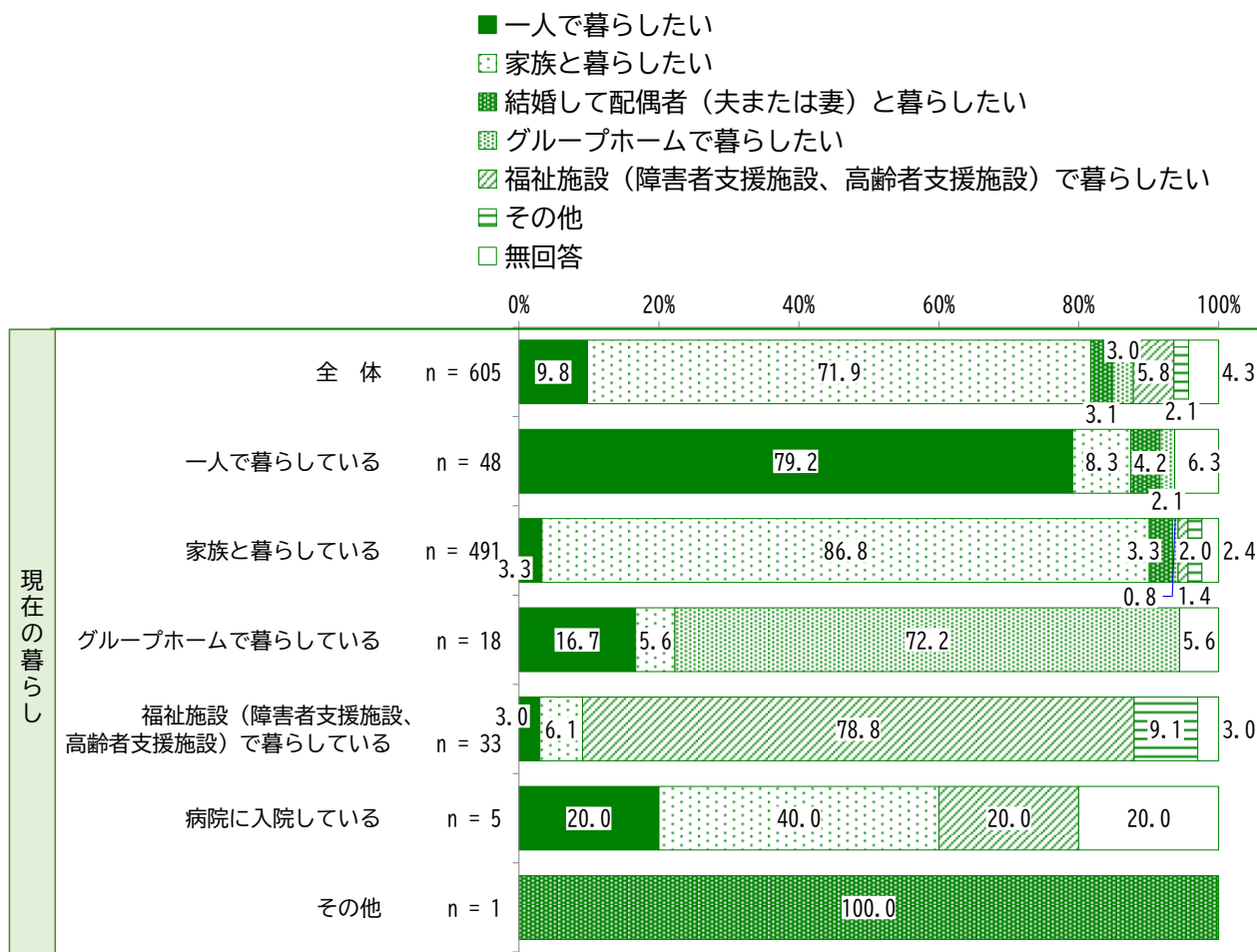
このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。

基本施策3 自立した生活の支援

現状と課題

近い将来（この先3年以内）の暮らし方については、現在の暮らし方と同じ暮らしがしたいと思っている割合が多くなっていますが、現在、「グループホームで暮らしている」や「病院に入院している」と回答した人のうち、約2割は「一人で暮らしたい」と自立の意向を示しています。

図表 32 近い将来の暮らし方



住民・団体の声



アンケート

・高齢者や重度心身障がい者向けにある紙オムツ等の助成金を知的障がい者へも拡充して欲しいです。現在、年長だがオムツが取れずオムツ購入費用の負担が厳しいです。重度知的障がい者の中には成人になってもオムツが取れない人もいと聞くので、少しでも負担を減らせるような取り組みを求めます。



団体ヒアリング

・障害児支援法施行のおかげで18歳未満までは以前のような親の負担が軽減されました。しかしながら学校卒業後の進路や親亡き後の将来性については全然変化がなく、将来の設計をたてることができません。

施策の方針

障がいのある人の日常生活を支えるためには、その人の特性や心身の状態に応じた支援が必要です。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業、また必要な用具の給付などを行い、障がいのある人の自己決定に基づく地域生活を推進し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。また、各種手当や年金の支給、各種減免制度により障がいのある人の経済的自立を支援していきます。

具体的施策

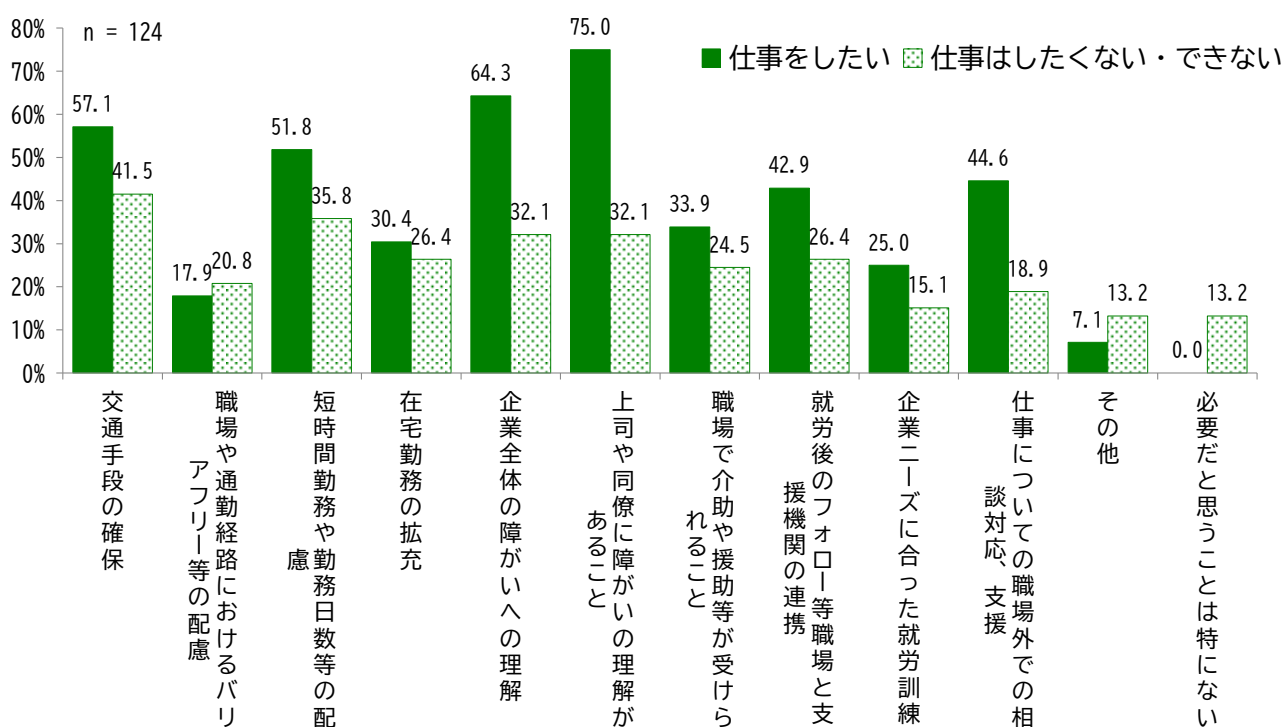
	施策	内容	関係課
(1)	障害福祉サービスの充実	日常生活において支援が必要な障がいのある人に対して、障害者総合支援法に基づき居宅介護をはじめとした障害福祉サービスの提供を行います。 阿久比町障がい者相談支援センター、障害福祉サービス事業所と連携し、町内で不足しているサービスや利用者のニーズの把握を行い、サービス提供体制の確保と適切な運営に努めます。	住民福祉課
(2)	地域生活及び地域生活支援事業の充実	障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う地域生活支援拠点を充実していくため、自立支援協議会において運用状況の検討・検証を行います。 本町の実情に応じた地域生活支援事業（日中一時支援事業、移動支援等）を展開できるよう、サービス利用を促進します。	住民福祉課
(3)	経済的自立の支援	障害のある人やその家族の経済的自立の支援を図るため、阿久比町障害者手当の支給を行います。また、国・県で実施している各種障害者手当、障害年金等について周知に努めます。 福祉サービスの利用手続きの支援や日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」の活用を図ります。 日頃から利用する有料道路等の割引制度やNHK放送受信料減免の周知に努めます。	住民福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会

基本施策4 雇用、就労

現状と課題

仕事をしたい人にとって、障がい者の就労支援として必要なことは、「上司や同僚に障がいの理解があること」が75.0%で最も多く、次いで「企業全体の障がいへの理解」が64.3%、「交通手段の確保」が57.1%となっています。

図表 33 障がい者の就労支援として必要なこと



住民・団体の声



アンケート

・色々とお世話になっていますが、もっと親身になって相談にのってもらえる場所があるといいと思います。行政だからって言葉で終わらせないでほしいです。また、阿久比町でも障がい者が就職できる場所ができるといいと思います。



団体ヒアリング

・障がい者の就労については窓口が狭いこともありますが、近隣事業所で行っている就労に関する事業が廃止と聞いています。支援学校の就労担当の先生は卒業後も就労先へ卒業生の様子、親、本人へのフォローを数年間しています。町でも就労支援の企業と本人へのフォローが出来る窓口があると、支援学級、不登校生などの就労不安が減るのではと思います。

施策の方針

障がいのある人の就労を促進するためには、その人の特性や能力に応じた多様な働き方を提供することが大切です。そのためには、就労のための訓練や就労前後の相談支援等、様々な障害福祉サービスを充実させることが求められます。誰もが社会の一員として、収入や生きがいを得られるよう、就労に関する訓練や相談支援、就労後の定着を図るサービス等を提供し、切れ目のない就労支援を目指します。また、就労の体験・機会の確保など、一人ひとりの能力や希望に応じた支援の充実に努めるとともに、就労についての相談体制の充実のため関係機関との連携に努めます。

具体的施策

	施策	内容	関係課
(1)	多様な就労支援の推進	ハローワークや障害者就業生活支援センター、就労支援事業所等と連携を図り、就労に関する情報提供や相談体制の充実を図り、障がいの状況に応じ一般就労へ向けた支援に努めます。 障がいのある人が働く意欲をもち、一人ひとりに合った働き方ができるよう、多様な就労の場を確保するとともに、継続的な就労を支援する相談体制の強化に努めます。	住民福祉課
(2)	福祉的な就労支援の充実	就労移行支援や就労継続支援等の障害福祉サービスの給付を行い、障害者の就労を支援します。関係機関との連携を図りながら就労できる環境づくりに努めます。 障害者優先調達推進法の規定に基づく調達方針により、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する依頼や調整を行います。	住民福祉課
(3)	職親委託事業	障がいのある人の就労支援の理解者である職親と利用者の増加のため、制度の普及・啓発を図ります。	住民福祉課

障害者優先調達法とは？

「障害者優先調達法」は障がいのある人の経済面の自立を支援するため、国や市町村などの地方公共団体等が積極的に障がい者就労施設等からの物品等を購入するように取組を定めたもので、平成25年4月1日から施行されています。

阿久比町役場でも、白布のクリーニングや除草作業などを障がい者就労支援施設等に依頼しており、毎年その実績をホームページで公表しています。

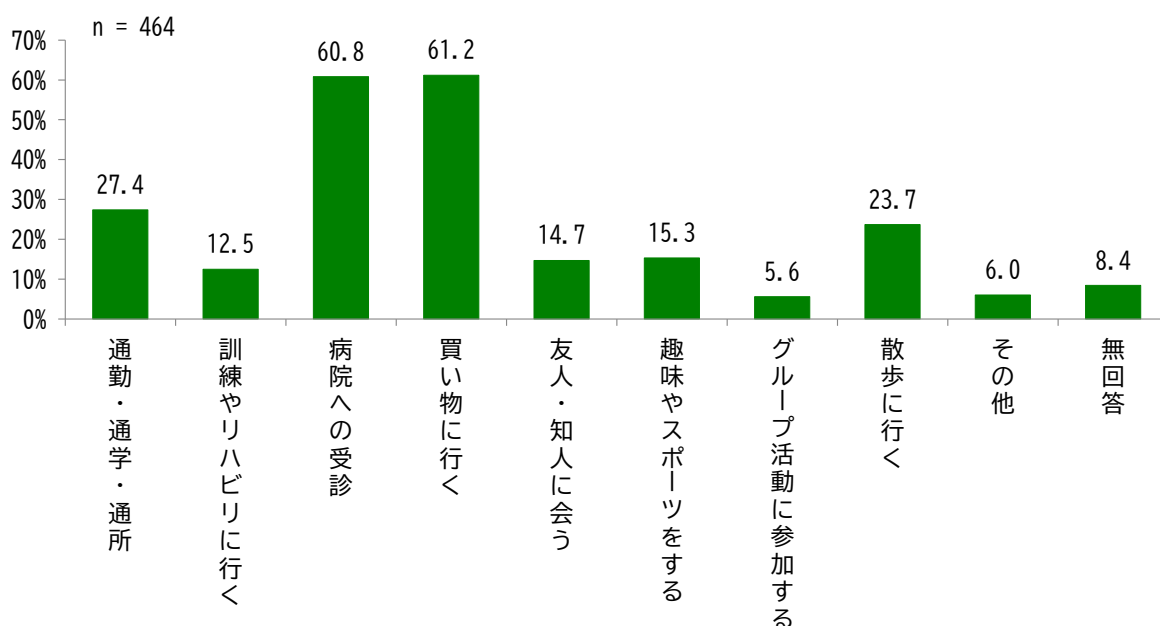
基本施策5 スポーツ、文化、芸術活動の促進

現状と課題

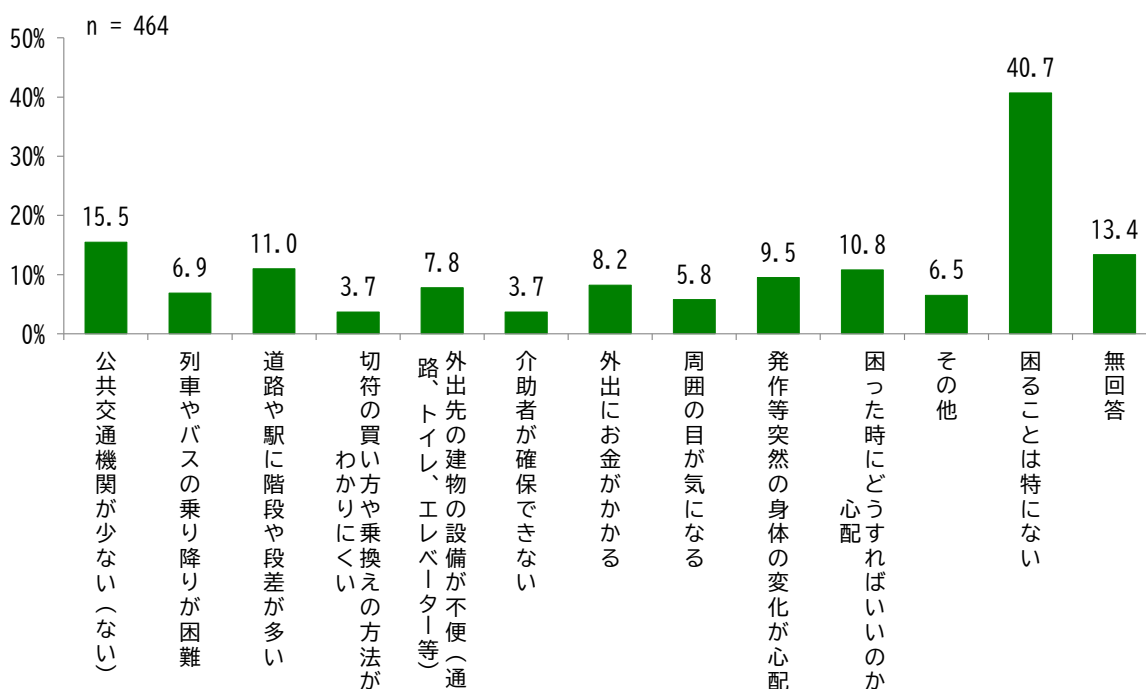
外出する目的は、「買い物に行く」が61.2%で最も多くなっています。また、「趣味やスポーツをする」(15.3%)、「グループ活動に参加する」(5.6%)をあわせると約2割以上の人々が、活動等に参加しています。

外出時に困ることは、「公共交通機関が少ない(ない)」が15.5%、「道路や駅に階段や段差が多い」が11.0%、「困った時にどうすればいいのか心配」が10.8%と、活動に参加するために不安な点が1割以上となっています。

図表 34 外出する目的



図表 35 外出時に困ること



住民・団体の声



団体ヒアリング

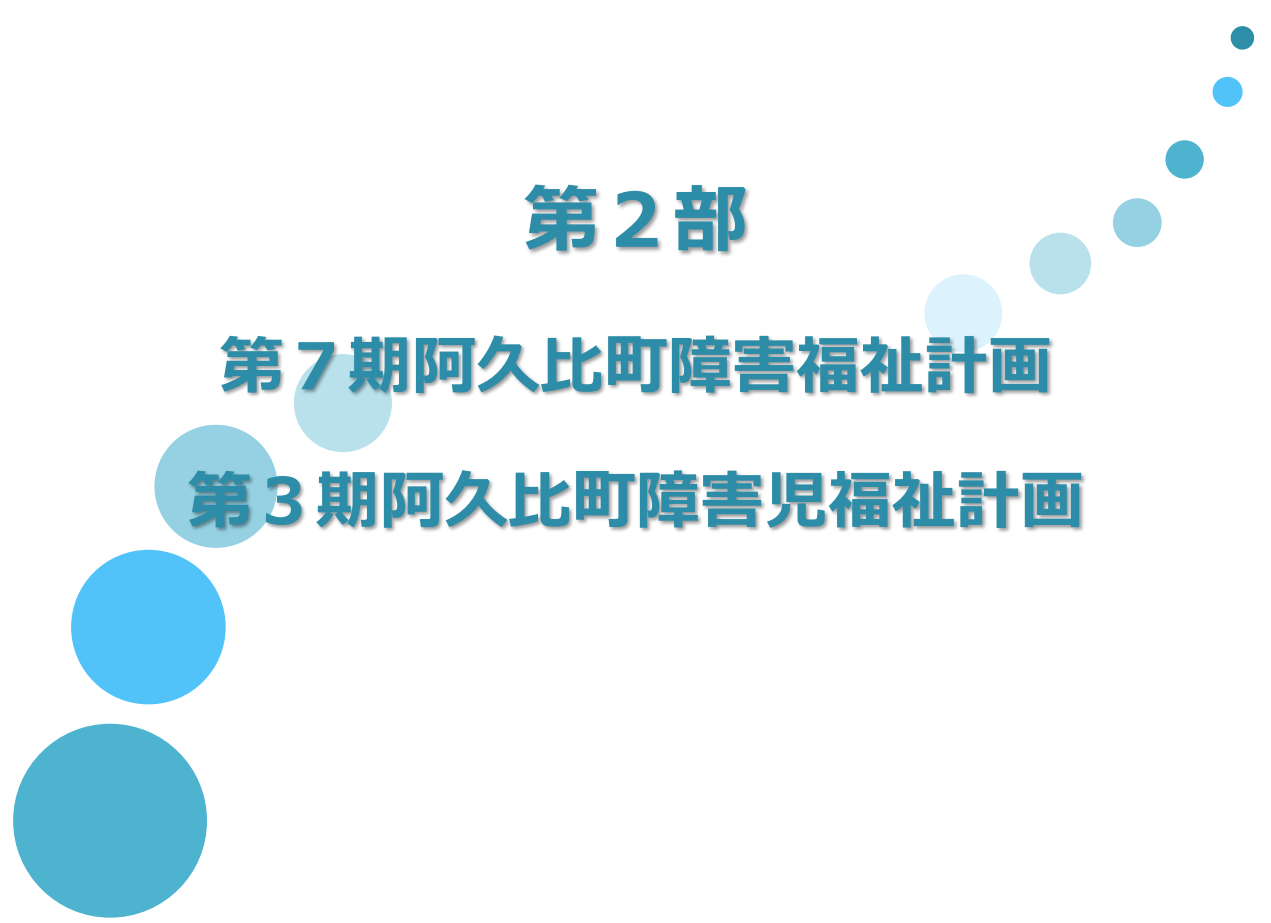
- ・町内イベントでは、会場から離れた駐車場の利用になってしまうことが多いため、障がい児（者）本人と一緒に参加したことがありません。障害者専用の駐車場が分かりやすいところにあると、気軽に参加しやすいと思います。
- ・健常者と障害者と分けての活動が多いように思います。一般の人にもっと理解を深めて頂くためにも障害のある人も普通に自由に参加できる企画があるといいと思います。

施策の方針

障がいのある人の生活をより豊かにするためには、スポーツや文化活動を楽しみ、多くの人々と触れ合う機会を提供していく必要があります。また、障がいのある人の自主的な芸術・文化・スポーツ活動が継続的に行われるような支援が必要です。全ての障がいのある人が、文化芸術、スポーツ、レクリエーション活動への参加を通じて、心身の健康づくりや生きがいづくり、社会参加と交流を図ることができるよう、気軽に参加できる活動や機会を充実し、利用しやすい環境への改善を目指します。

具体的施策

	施策	内容	関係課
(1)	スポーツ・レクリエーション活動の支援	障害者大運動会や町主催のレクリエーション大会など、障がいの有無に関わらず一緒に参加できる活動の充実に努めます。 全国障害者スポーツ大会や愛知県障害者スポーツ大会等、各種大会への参加促進を図るため周知・啓発を行います。	住民福祉課 社会福祉協議会
(2)	文化活動参加への支援	町文化祭、産業まつりなどの各種イベント等において、障がいのある人が積極的に参加できるよう情報提供や参加の呼びかけをします。また、安心して利用できるよう、障害者専用駐車スペースなどの周知を行うなど、様々な障害に対応できるよう配慮します。	社会福祉協議会 各担当課



第2部

第7期阿久比町障害福祉計画

第3期阿久比町障害児福祉計画

第1章 サービス提供について



1 障害福祉計画・障害児福祉計画の趣旨

障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとして策定するものであり、障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用量のほか、目標値（数値目標）の設定をします。

障害福祉計画について

障害者総合支援法において、市町村障害福祉計画に盛り込む事項は、次の3点が挙げられています。

- 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込
- 3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障害福祉計画は、障害福祉サービスに関する3か年の実施計画的な位置づけとして策定するものであり、「サービス見込量（目標量）」の設定が中心的な内容となります。

障害児福祉計画について

児童福祉法において、市町村障害児福祉計画に盛り込む事項は、次の2点が挙げられています。

- 1 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

また、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができます。

2 国の基本指針

国が示す基本指針に記載されている基本的理念は、以下のとおりです。

基本的理念	要旨
① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、サービス等の提供体制の整備を進める。
② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市町村を実施主体の基本とする。対象となる障害者等の範囲は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって 18 歳以上の者並びに障害児とする。
③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限活用し、提供体制の整備を進める。
④ 地域共生社会の実現に向けた取組	地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービス確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築推進に取り組む。
⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援	障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で、障害種別にかかわらず、質の高い発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図る。また、障害児のライフステージに沿って、関係機関が連携し、切れ目ない支援を提供する体制の構築を図る。
⑥ 障害福祉人材の確保・定着	提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのため、専門性を高めるための研修実施、多職種間連携の推進、業務効率化等に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。
⑦ 障害者の社会参加を支える取組定着	文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

第2章 前計画に関する実績の評価



1 成果目標と実績（前計画の評価）

第6期阿久比町障害福祉計画・第2期阿久比町障害児福祉計画における成果目標と実績は以下のとおりです。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する方の数を見込み、その上で令和5年度末の段階において地域生活に移行する方の数値目標を設定しました。

令和元年度末の施設入所者数13人のうち、1人（8%）が地域での生活に移行するという目標設定に対し、実績見込みは0人となりました。また、令和5年度末時点の施設入所者数は、令和元年度末施設入所者13人から1人（8%）を削減するという目標設定に対し、実績見込みは0人となりました。

項目	第6期 計画目標	実績 (見込み)	考え方
令和元年度末の施設入所者数	—	13人	令和元年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	1人 (8%)	0人	令和元年度末の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
施設入所者の削除数	1人 (8%)	0人	令和5年度末段階での削減数

※実績（見込み）は、令和5年9月末までの利用実績を基に算出しています。

（２）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

継続して令和5年度末までの間、地域生活を支援する機能を複数の機関で分担して担う体制（面的な体制）にて実施している地域生活支援拠点等（1か所）を確保しました。また、阿久比町自立支援協議会おとな部会において、年1回運用状況を検証および検討する体制をつくりました。

項目	第6期計画目標	実績
地域生活支援拠点等の整備数	1か所	1か所
運用状況の検証及び検討回数	年1回以上	年1回

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行については、令和5年度中に6人が一般就労に移行するという目標に対し、実績見込みは5人となりました。

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標としていましたが、実績見込みは6.7割でした。

就労定着支援事業所の就労定着率については、令和5年度末までに就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を10割とすることを目標としましたが、町内には就労定着支援事業所が1事業所のところ、就労定着率は8割でしたので、実績としては10割となります。

項目	第6期 計画目標	実績 (見込み)	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	—	4人	就労移行支援事業等を通じて令和元年度に一般就労した合計人数
就労移行支援事業	—	3人	就労移行支援事業を通じて令和元年度に一般就労した人数
就労継続支援事業（A型）	—	0人	就労継続支援事業（A型）を通じて令和元年度に一般就労した人数
就労継続支援事業（B型）	—	1人	就労継続支援事業（B型）を通じて令和元年度に一般就労した人数
令和5年度の一般就労移行者数	6人 (1.5倍)	5人 (1.25倍)	就労移行支援事業等を通じて令和5年度に一般就労する合計人数
就労移行支援事業	4人 (1.3倍)	3人 (1倍)	就労移行支援事業を通じて令和5年度に一般就労する人数
就労継続支援事業（A型）	1人	2人 (2倍)	就労継続支援事業（A型）を通じて令和5年度に一般就労する人数
就労継続支援事業（B型）	1人 (1倍)	—	就労継続支援事業（B型）を通じて令和5年度に一般就労する人数

※実績（見込み）は、令和5年9月末までの利用実績を基に算出しています。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

令和5年度末までに児童発達支援センターの設置はせず、「てくてく」の保育所等訪問支援や障害児相談支援を実施するなど機能強化を図るとしました。「てくてく」における機能強化は令和5年度末時点で未整備の見込みとなりますが、現在、町内の障がい児が知多半島内の保育所等訪問支援事業所を利用しており、圏域で利用できる体制を確保しています。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置については、圏域で確保することを目標と定めました。現在、町内の重症心身障害児が知多半島内の児童発達支援事業所を利用しており、圏域で利用できる体制を確保しています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、障がい者自立支援協議会こども部会の下部組織として医療的ケア児等支援連絡会を設置し協議を継続しています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、現在町保健師を3名配置しています。

項目	第2期計画目標	実績
児童発達支援センターの設置	「てくてく」の機能強化	未整備
保育所等訪問支援の体制を構築	「てくてく」の機能強化	圏域で1か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援、事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で1か所	圏域で1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	障がい者自立支援協議会こども部会の下部組織として協議を継続	継続 (設置済)
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1人	3人

(5) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターにて総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の体制の構築を行っています。基幹相談支援センターから町内事業所等に対し、専門的な指導等を行うことで、事業所等関係機関の支援力の向上に努めました。

また、基幹相談支援センターと自立支援協議会が連携し人材育成研修を開催し、ケース検討等を行い相談支援事業所間の連携強化とスキルアップに取り組みました。

項目	第6期計画目標	実績 (見込み)
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有
専門的な指導・助言	1件	1件
人材育成の支援	3件	3件
連携強化の取組み	3回	3回

※実績（見込み）は、令和5年9月末までの利用実績を基に算出しています。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

迅速かつ適切な相談対応を目指し、下記のとおり職員が各種研修に参加しました。

県による監査指導の結果や審査支払結果の自主点検を行い、事業所の請求内容に誤りがあった場合は、関係自治体等と適切な請求内容の共有を行いました。

項目	第6期計画目標	実績 (見込み)
研修への本町職員の参加人数	5人	5人
事務所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	1回	1回

※実績（見込み）は、令和5年9月末までの利用実績を基に算出しています。

第3章 本計画に関する数値目標等



1 成果目標・活動指標

第7期阿久比町障害福祉計画・第3期阿久比町障害児福祉計画における成果目標と活動指標は以下のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本人希望のもと、入所施設での集団的な生活から、自己決定と自己選択ができる地域生活への移行を推進します。

令和6年度から令和8年度までの3か年に、入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を目標値として設定します。

国の指針

- ①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする
- ②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする

《本町の考え方》

国の指針を本町に当てはめ、これまでの実績等を勘案して以下のとおりとします。

令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数14人のうち、1人(7%)が地域での生活に移行するものとします。

令和8年度末時点の施設入所者数は、令和4年度末の施設入所者数14人から1人(7%)減少した13人とします。

<目標値>

項目	目標	実績	考え方
令和4年度末の施設入所者数	—	14人	令和4年度末に施設入所した人数
地域移行者数	1人 (7%)	—	令和4年度末の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
施設入所者の削減数	1人 (7%)	—	令和8年度段階での削減する人数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、次の取組を実施します。

国の指針

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となる。そのため、活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要である。こうした取組により、精神障がい者の精神病床からの退院の促進を図ることとする

《本町の考え方》

協議の場の開催回数は、阿久比町自立支援協議会「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築検討会」の開催回数を見込み、目標設定及び評価の実施回数は1回を見込んでいます。協議の場においては、事例検討等を通じて課題や不足している社会資源等の抽出、地域住民や関係者等に対して、障がいや障がいのある人への理解促進を図ることを目標とします。こうした協議を行い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指していきます。

なお、令和8年度末において、精神病床における1年以上の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）については、1人（65歳未満利用者数1人、65歳以上利用者数0人）となる見込みです。

<目標値>

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	保健	2人	2人	2人
	医療（精神科）	1人	1人	1人
	医療（精神科以外）	0人	0人	0人
	福祉	3人	3人	3人
	介護	1人	1人	1人
	当事者	1人	1人	1人
	家族等	1人	1人	1人

(3) 地域生活支援の充実

親元からの自立等に関する相談、グループホーム等を活用した宿泊体験、緊急的な居室確保等に対応するため、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進し、その機能の充実を図ります。

国の指針

- ①令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）する
- ②コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする
- ③令和8年度末までに強度行動障がい有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする

《本町の考え方》

令和8年度末までの間、複数の機関が分担して機能を担う体制（面的整備）にて実施している地域生活支援拠点等（1か所）を確保しつつ、その機能の充実のため、地域生活支援拠点コーディネーターの配置を検討し、阿久比町自立支援協議会おとな部会において年1回以上運用状況を検証および検討することを目標とします。

また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、阿久比町自立支援協議会で支援ニーズを把握し、体制の整備を検討します。

<目標値>

項目	目標
	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所
コーディネーターの配置人数	1人
地域生活支援支援拠点等の検証及び検討の実施回数	1回以上／年
強度行動障害者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備の有無【新規】	整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

1. 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業を通じて一般就労への移行を推進していきます。

国の指針

- ①令和8年度中に一般就労移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上
 - うち 就労移行支援事業の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上
 - うち 就労継続支援A型事業の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.29倍以上
 - うち 就労継続支援B型事業の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上
- ②令和8年度中に就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする

《本町の考え方》

国の指針を本町に当てはめ、令和8年度中に5人(2.0倍)が一般就労に移行することを目標とします。また、サービス種別ごとでは、就労移行支援事業からは4人、就労継続支援事業(A型)からは1人、就労継続支援事業(B型)からは1人と設定します。

また、町内には就労移行支援事業所が1事業所しかなく、他に事業所が増える予定は現在のところありませんが、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

<目標値>

項目	目標	実績	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	—	3人	就労移行支援事業等を通じて令和3年度に一般就労した人数
就労移行支援事業	—	3人	就労移行支援事業を通じて令和3年度に一般就労した人数
就労継続支援A型事業	—	0人	就労継続支援A型事業を通じて令和3年度に一般就労した人数
就労継続支援B型事業	—	0人	就労継続支援B型事業を通じて令和3年度に一般就労した人数
令和8年度の一般就労移行者数	6人 (2.0倍)	—	就労移行支援事業等を通じて令和8年度に一般就労する人数
就労移行支援事業	4人 (1.3倍)	—	就労移行支援事業を通じて令和8年度に一般就労する人数
就労継続支援A型事業	1人	—	就労継続支援A型事業を通じて令和8年度に一般就労する人数
就労継続支援B型事業	1人	—	就労継続支援B型事業を通じて令和8年度に一般就労する人数

2. 就労定着支援事業の利用者数

国の指針

- ①令和8年度末までに就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上とする

《本町の考え方》

就労定着支援事業の利用者については、令和8年度中に6人（1.5倍）が就労定着支援事業を利用し、一般就労への定着を図ることを目標とします。

<目標値>

項目	目標	実績	考え方
令和3年度末の就労定着支援事業利用者数	—	4人	令和3年度末における就労定着支援事業を利用した人数
令和8年度末の就労定着支援事業利用者数	6人 (1.5倍)	—	令和8年度末において就労定着支援事業を利用する人数

3. 就労定着支援事業所の就労定着率

国の指針

- ①令和8年度末までに就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

《本町の考え方》

町内には就労定着支援事業所が1事業所しかなく、他に事業所が増える予定は現在のところありません。そのため、令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を10割とすることを目標とします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

1. 児童発達支援センターの設置

国の指針

- ①令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする
- ②令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする

《本町の考え方》

国の指針を本町に当てはめ、児童発達支援センターの圏域での設置を目標とします。また、保育所等訪問支援や障害児相談支援などを実施することにより、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の構築を目指していきます。

<目標値>

項目	目標
	令和8年度
児童発達支援センターの設置数	圏域で1カ所
障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築の有無	構築

2. 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針

- ①令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを基本とする

《本町の考え方》

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置については、圏域で確保することを目標とします。現在、町内の重症心身障害児が通っている児童発達支援事業所が知多半島内にあり、利用できる体制を圏域で確保しています。

<目標値>

項目	目標
	令和8年度
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保数	圏域で1カ所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	圏域で1カ所

3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の指針

- ①令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする
- ②令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする

《本町の考え方》

医療的ケア児等の支援に関して、関係機関が連携を図る協議の場として、医療的ケア児等支援連絡会を設置し協議を行っています。

医療的ケア児等コーディネーターも配置済みであり、引き続き医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、医療的ケア児等に対する支援の推進を目標とします。

<目標値>

項目	目標
	令和8年度
医療的ケア児等の支援に関して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置の有無	障がい者自立支援協議会こども部会の下部組織として協議を継続
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針

- ①令和8年度末までに総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）する
- ②令和8年度末までに基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする
- ③協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする

《本町の考え方》

令和8年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の体制の強化を実施する体制を確保することを目標として、次の取組を実施します。

<目標値>

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無		設置	設置	設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	60件	60件	60件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	4件	4件	4件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5回	5回	5回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	3回	3回	3回
	主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等【新規】	相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	1回	1回	1回
	参加事業者・機関数	28機関	28機関	28機関
	専門部会の設置数	3部会	3部会	3部会
	専門部会の実施回数	8回	8回	8回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針

①令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

※別表第一の十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

《本町の考え方》

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上と、そのための体制構築を図ることを目的として、次の取組を実施します。

<目標値>

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	研修への本町職員の参加人数	5人(延)	5人(延)	5人(延)
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	1回	1回	1回

(8) 発達障がい等に対する支援

国の指針

- ①発達障がい者等の早期発見・早期支援には、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である
- ②発達障がい者等に対して適切な支援を行うためには、発達障がいを早期かつ正確に判断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である

《本町の考え方》

令和3年度よりペアレントプログラムを、令和5年度よりペアレントトレーニングを実施しています。また、プログラムを行うことができる保育士の研修受講及び育成を行い、引き続き発達障害者及び家族等に対する支援の構築を図ります。

発達障がいのある子どもの子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行うペアレントメンターについては、必要に応じ研修参加の推薦等を行います。

ピアサポート活動については、発達障がいの子をもつ保護者等が気軽に集える機会の提供に努めます。

<目標値>

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング	受講者数	20人	20人	20人
	実施者数	1人	1人	1人
ペアレントプログラム	受講者数	20人	20人	20人
	実施者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数		1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数		5人	5人	5人

2 障害福祉サービスの見込量と見込量確保の方策

障害福祉サービス等の見込量に関しては、国の基本指針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人あたり利用量等を勘案し算出しています。

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護を必要とする方に自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

<サービスの見込量>

サービス名	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人／月	25	26	27	27	28	28
	時間／月	422	440	486	497	509	521
重度訪問介護	人／月	2	3	2	3	3	3
	時間／月	572	1,003	869	887	887	887
同行援護	人／月	0	0	1	1	1	1
	時間／月	0	0	10	30	30	30
行動援護	人／月	2	2	3	3	3	3
	時間／月	27	30	25	30	30	30
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

居宅介護は、過去の実績とアンケート結果を踏まえて利用者数・利用人数ともに増加すると推測しています。

重度訪問介護、同行援護、行動援護は利用者数・利用料ともに横ばいを見込んでいます。

重度障害者包括支援は、利用実績がないため本計画中の利用は見込んでいませんが、今後の動向により検討することとし、サービスの利用を妨げるものではありません。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労移行支援、就労継続支援A型・B型の利用または一般就労をする前に、就労アセスメントを行うことで、本人の希望、就労能力や適性などに合った適切な選択ができるようサポートを行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用型）
就労継続支援B型	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。（非雇用型）
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人の就労の継続を図るため、生活面の課題の把握、企業や関連機関等との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療的ケアと、常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護・日常生活の世話をを行います。
短期入所（福祉型）	病気等で家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での障害者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービスを行います。
短期入所（医療型）	病気等で家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での医療機関への宿泊を伴う入所・介護のサービスを行います。

<サービスの見込量>

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人／月	47	51	52	53	55	57
	人日／月	945	990	1,078	1,120	1,162	1,204
うち重度障害者	人／月	18	20	20	20	21	21
	人日／月	377	417	428	430	451	451
自立訓練（機能訓練）	人／月	1	2	0	1	1	1
	人日／月	3	16	0	8	8	8

サービス名	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	13	6	5	8	8	8
うち精神障害者	人/月	0	1	1	1	1	1
就労選択支援	人/月				0	0	1
	人日/月				0	0	1
就労移行支援	人/月	9	10	7	7	8	8
	人日/月	167	192	136	140	145	150
就労継続支援A型	人/月	4	7	7	7	8	9
	人日/月	66	140	141	140	156	172
就労継続支援B型	人/月	43	47	54	56	59	62
	人日/月	748	775	981	1,023	1,086	1,149
就労定着支援	人/月	3	2	2	2	3	4
療養介護	人/月	2	2	3	3	3	3
短期入所（福祉型）	人/月	4	6	6	7	8	9
	人日/月	31	31	40	45	50	55
うち重度障害者	人/月	1	1	1	1	2	2
	人日/月	17	15	17	17	20	20
短期入所（医療型）	人/月	1	1	1	0	0	0
	人日/月	4	4	4	0	0	0
うち重度障害者	人/月	1	0	0	0	0	0
	人日/月	1	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

① 生活介護

過去の実績に特別支援学校の卒業生の利用を含め、利用者数・利用量ともに増加を見込んでいます。

② 自立訓練（機能訓練）

過去の実績を踏まえ、新規利用があることを見込んで設定します。

③ 自立訓練（生活訓練）

現在の利用者の実績を踏まえ、数値を設定します。

④ 就労選択支援

新規サービスであり、現時点においてサービス提供事業所の設置見込がないため、本計画中の利用は見込んでいませんが、今後の動向により検討となり、このサービスの利用を妨げるものではありません。

⑤ 就労移行支援

利用者が増加傾向にあることと、国の指針に基づき、福祉施設から一般就労への移行を推進していくこと踏まえ、数値を設定します。

⑥ 就労継続支援（A型）

利用者数・利用量ともに過去の実績を踏まえ、新規利用者の増加を見込んでいます。

⑦ 就労継続支援（B型）

特別支援学校の卒業生の利用等を含め、新規利用者の増加を見込んでいます。

⑧ 就労定着支援

国の指針に基づき、福祉施設から一般就労への移行を推進するため、新規利用者は増加していくものとして数値を設定します。

⑨ 療養介護

利用者数は実績を踏まえ、横ばいを見込んでいます。

⑩ 短期入所（福祉型）

アンケート結果及び介護者の高齢化等により需要は高まっていくものとして増加を見込んでいます。

⑪ 短期入所（医療型）

現時点において新規利用者の予定がないため本計画中の利用は見込んでいませんが、今後の動向により検討することとし、このサービスの利用を妨げるものではありません。

(3) 居住系サービス

サービス名	サービスの概要
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人に対し、利用者の居宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

<サービスの見込量>

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人／月	0	0	0	0	0	0
うち精神障害者	人／月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人／月	27	27	29	31	33	35
うち精神障害者	人／月	4	5	5	5	6	7
施設入所支援	人／月	14	14	14	14	14	13

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

① 自立生活援助

利用実績がないため本計画中の利用は見込んでいませんが、今後の動向により検討することとし、サービスの利用を妨げるものではありません。

② 共同生活援助（グループホーム）

アンケート結果及び介護者の高齢化等により需要は高まっていくものとして増加を見込んでいます。

③ 施設入所支援

福祉施設入所者の地域移行を推進していくことを踏まえて、数値を設定します。

(4) 相談支援

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障がいのある人が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院等を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において、単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

<サービスの見込量>

サービス名	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	26	27	31	33	35	37
地域移行支援	人/年	1	1	1	1	1	1
うち精神障害者	人/年	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/年	0	0	0	1	1	1
うち精神障害者	人/年	0	0	0	1	1	1

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

① 計画相談支援

障害福祉サービスの利用増加に伴い、利用者数の増加を見込んでいます。

② 地域移行支援

地域移行を推進していくことを踏まえて、数値を設定します。

③ 地域定着支援

地域定着を推進していくことを踏まえて、数値を設定します。

(5) 各サービスの見込量確保の方策

・・・訪問系サービス・・・

居宅介護については、サービス利用の増加が見込まれるため、利用者が希望するサービスを受けられるよう、サービス提供事業者に対して、町内における利用ニーズについて情報提供を行い、サービスの拡充を働きかけるとともに、県などが実施する各種研修会等の情報提供を行い、資質向上を図るよう働きかけます。

・・・日中活動系サービス・・・

日中活動系サービスのうち、生活介護、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）については、利用実績や特別支援学校の卒業生の見込等から増加すると見込んでいます。見込量を確保できるようにサービス提供事業者及び関係機関と連携し、調整を図ります。また、就労移行支援については、関係機関と連携し、障がいのある人の雇用に関する情報提供に努め、就労機会の拡大を図ります。

・・・居住系サービス・・・

共同生活援助（グループホーム）については、介護者の高齢化等の状況を勘案しながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにニーズを把握し、支援を図ります。また、見込量を確保できるように、町内におけるグループホームの利用ニーズについて、サービス提供事業者へ情報提供を行うとともに、設立の動きがあった際には、補助事業等の情報提供を行います。

・・・相談支援サービス・・・

計画相談支援については、すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、提供事業所の確保及び指定特定相談支援事業者の新規指定及び相談支援専門員の資質向上に努めます。地域移行支援、地域定着支援については、指定一般相談支援事業者や病院等と連携し、障がいのある人が地域生活を送れるよう支援します

3 障がい児支援の見込量と見込量確保の方策

障がい児支援の見込量に関しては、国の基本指針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人あたりの利用量等を勘案し算出しています。

(1) 障害児通所、入所、相談支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練等を行います。
保育所等訪問支援	施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な児童について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある子どもに対し、障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者との連絡調整等の支援を行います。

<サービスの見込量>

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	23	21	19	20	20	21
	人日/月	327	316	287	287	287	295
放課後等デイサービス	人/月	70	68	67	70	72	73
	人日/月	839	788	799	828	849	871
保育所等訪問支援	人/月	0	1	1	2	2	2
	人日/月	0	2	1	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	19	19	22	22	22	22

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

① 児童発達支援

実績及び発達の遅れの早期発見のための支援により早期療育を行う必要性が向上していることを踏まえ、数値を設定します。

② 放課後等デイサービス

利用ニーズの増加及び実績から、利用者数・利用量とも増加を見込んでいます。

③ 保育所等訪問支援

現在の利用者の実績を踏まえ、数値を設定します。

④ 居宅訪問型児童発達支援

利用実績がないため本計画中の利用は見込んでいませんが、今後の動向により検討することとし、サービスの利用を妨げるものではありません。

⑤ 障害児相談支援

障害福祉サービスの利用増加に伴い、利用者数の増加を見込んでいます。

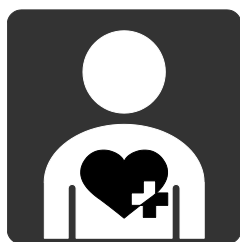


「白杖SOSシグナル」
普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上 50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていること等を聞き、サポートをしてください。

※駅のホームや路上等で視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。



ハートプラスマーク

「身体内部に障がいがある人」を表しています。

身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障がいのある人は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障がいの人の中には、電車等の優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。

4 地域生活支援事業の見込量と見込量確保の方策

地域生活支援事業の見込量に関しては、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人あたりの利用量等を勘案し算出しています。

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人たちが日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人たちに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

<サービスの見込量>

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

障がいや、障がいのある人への理解促進を図るため、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布とその周知を継続して行います。また、障がいへの合理的配慮に関する取組みについて、広報、ホームページ等を通じ、引き続き啓発を行うとともに、他の啓発方法についても検討します。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人等、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

ヘルプマークを身に着けた人を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

(2) 自発的活動支援事業

事業名	事業の概要
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

<サービスの見込量>

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

当事者団体が開催する「障がい者大運動会」への支援等、現在行っている取り組みを引き続き実施します。また、当事者団体のPRを、事務局である社会福祉協議会と連携し、取組んでいきます。

(3) 相談支援事業

事業名	事業の概要
障がい者相談支援事業	障がいのある人や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住居入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。

<サービスの見込み>

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住居入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

障がいのある人や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報及び助言などをおこなうとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助などを行っています。

地域の実情に応じた適切かつ効果的な相談支援体制の構築を図り、引き続き、障がいのある人や保護者または介護者等へ適切な情報提供を行い、障がいのある人たちが自立した生活を送れるように支援します。

また、年代や属性にとらわれない、包括的な相談支援体制を構築するために、各相談支援機関等との連携体制を進めていきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある方又は精神障がいのある方等に対し制度の利用を支援します。

<サービスの見込量>

区分	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
後見人受任者数	人	18	20	24	22	24	26

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

成年後見制度については、大府市を除く知多地域の4市5町共同で知多地域権利擁護支援センターに法人後見、相談支援、普及啓発等の事業を委託し、認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない方たちの権利を擁護し、制度の適切な利用促進を図るための総合的な支援を行っています。

今後も引き続き知多地域権利擁護支援センターを広く周知し、成年後見制度の適切な利用促進を図っていきます。また、本町も協議に参加して作成した知多地域成年後見制度利用促進計画に基づき、更なる権利擁護支援の充実を目指します。

(5) 意思疎通支援事業

事業名	事業の概要
手話通訳者派遣事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業を行います。また、聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
要約筆記者派遣事業	
手話奉仕員養成研修事業	

<サービスの見込み>

サービス名	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者派遣事業	件／年	68	72	70	70	70	70
要約筆記者派遣事業	件／年	0	0	0	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	人	8	11	6	15	15	15

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

近年の実績を踏まえ、数値を設定しています。

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。また、手話通訳等の人材を育成するために研修を開催します。

受講者の増加を目指すため、開講時間帯の変更や、近隣自治体との合同開催なども検討していきます。研修終了後も手話サークル等の案内を通して、継続的に関わりをもつ取り組みも行っていく予定です。

(6) 日常生活用具給付等事業

事業名	事業の概要
日常生活用具給付等	日常生活上の便宜を図るため生活用具及び住宅改修費の給付を行います。

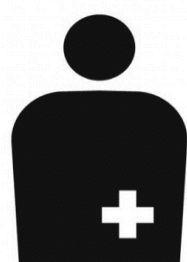
<サービスの見込量>

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件／年	1	2	1	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	1	0	1	4	4	4
在宅療養支援用具	件／年	4	2	4	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件／年	0	0	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件／年	500	522	578	590	600	610
居宅生活動作補助用具	件／年	0	0	0	1	1	1

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

年度により数値にバラつきがあるため、今後の予測が困難ですが、過去の実績から見込量を設定しました。排泄管理支援用具については、対象となる障がいのある方が増加傾向にあることから、件数も増加を見込んでいます。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(7) 移動支援事業

事業名	事業の概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対する外出支援を行います。

<サービスの見込量>

サービス名	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	時間/月	190	221	241	250	255	260
	人/月	21	23	24	25	26	27

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で利用が落ち込みましたが、令和5年度には以前の水準に戻り、今度も継続的な利用が予想されるため、利用時間、利用人数ともに増加を見込んでいます。登録事業所の確保が課題ですが、事業所と連携を取りながら、サービスの充実を図ります。

(8) 地域活動支援センター事業

事業名	事業の概要
地域活動支援センター事業	障がい者の日中の活動の場を提供するとともに、生活訓練を行います。

<サービスの見込量>

サービス名	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	20	14	14	16	18	20

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

地域活動支援センターは、障がいの種別に関わらず利用でき、創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供するサロンの役割を持っています。重層的支援体制整備事業にも位置づけられており、利用ニーズが高まることが考えられるため、利用者の増加が見込まれます。対象者やニーズに合わせた場所や内容の見直しを検討していきます。

(9) 日中一時支援事業

事業名	事業の概要
日中一時支援事業 (A型・B型)	日中において監護者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に、日中における活動の場を提供します。(A型…18歳以上、B型…18歳未満・高校在籍まで)

<サービスの見込量>

サービス名	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	人／年	5	5	8	9	10	11
	(A型)	4	5	8	8	10	11
	(B型)	1	0	0	1	1	1
	回／月	18	14	20	24	28	30
	(A型)	14	14	20	22	26	28
	(B型)	4	0	0	2	2	2

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

アンケート結果及び把握している利用意向等を勘案すると、今度も継続的な利用が予想されるため、令和6年度以降は増加していくと見込んでいます。

安定したサービス提供体制の確保に努め、障がいのある方やその家族を支援します。

(10) 障がい者宿泊体験事業

事業名	事業の概要
障がい者宿泊体験事業	障がい者の自立意欲や生活能力の向上を図り、地域における自立した生活への移行が可能となるよう、一人暮らしに向けた宿泊体験のできる場所及び訓練の機会を提供します。

<サービスの見込量>

サービス名	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者宿泊体験事業	人日／年	18	26	28	34	38	42
	人	5	6	7	10	12	14

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

令和5年度に対象年齢の引き下げを行ったため、令和6年度以降は児童の利用も増加すると見込んでいます。

事業の実施に当たっては、事業者等へのはたらきかけ、体験の場の確保に努めるとともに、阿久比町障がい者自立支援協議会において、事業検証を行いながら、事業実施方法等について随時見直しを図っていきます。

(11) 障がい者緊急一時保護事業

事業名	事業の概要
障がい者緊急一時保護事業	緊急一時的に自宅で過ごすことが困難となった障がい者の緊急かつ一時的な保護を行うための居室等を確保します。

<サービスの見込み>

サービス名	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者緊急一時保護事業	設置の 有無	有	有	有	有	有	有
	件	0	0	0	1	1	1

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

把握しているケースを見込んで数値を設定しています。緊急時に速やかに対応できるよう、事業者等との連携に努めていきます。また、緊急時の受入体制の拡充のため、事業所の登録促進を図ります。その上で、阿久比町自立支援協議会等において、事業検証を行いながら、障がいのある人やその家族を支援します。

(12) 訪問入浴サービス事業

事業名	事業の概要
訪問入浴サービス事業	身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、移動入浴車を派遣して、入浴の介護を行います。

<サービスの見込量>

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人／年	2	2	2	3	3	3
	回／月	8	8	4	12	12	12

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

把握している新規利用意向を勘案し、令和6年度から1人増加として人数及び回数を設定します。

(13) 知的障害者職親委託事業

事業名	事業の概要
知的障害者職親委託事業	生活指導および就職に必要な技能習得訓練等を行います。

<サービスの見込量>

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障害者職親委託事業	人／月	1	1	1	1	1	1

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

利用者数は実績を踏まえ、横ばいを見込んでいます。

(14) 自動車運転免許取得費、改造費助成事業

事業名	事業の概要
自動車運転免許取得費、改造費助成事業	就労等のため、自動車教習所で技能を習得し、普通自動車免許証を取得した場合や自らが所有し、運転する自動車の改造が必要となった場合、その改造に要する経費の一部を助成します。

<サービスの見込量>

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費助成事業	人／年	0	0	1	1	1	1
自動車改造費助成事業	人／年	1	1	1	1	1	1

※令和5年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込みの考え方》

年度により数値にバラつきがあるため、今後の予測が困難ですが、今後の利用を見込み数値を設定します。



身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

(15) 地域生活支援事業の見込量確保の方策

・・・各種サービスの見込量各所の方策について・・・

障がいのある人たちが地域で安心して生活するためには、福祉サービスの充実だけでなく、地域住民による、障がい及び障がいのある人たちへの理解が必要です。本町では現在行っている理解促進研修・啓発事業の取り組みを継続しつつ、自立支援協議会の権利擁護部会における協議を通じ、障がいのある人たちへの理解促進に取り組んでいきます。

また、自発的活動支援事業により、障がいのある人たち及びその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援するとともに、その活動のPRに取り組んでいきます。

相談支援事業は、地域に根ざした相談体制を今後も継続しながら、各種相談窓口と連携することにより、年代や属性にとらわれない、包括的な相談支援体制の構築に取り組んでいきます。

成年後見制度については、知多地域権利擁護支援センターと連携しながら、制度の啓発や利用の支援をします。

意思疎通に支障がある人の社会参加が促進されるよう、引き続き手話通訳者及び要約筆記者の派遣と手話奉仕員養成研修を実施します。

日常生活用具給付等事業については、事業の対象となる人が適切に利用できるよう対応するとともに、障がいに関する法律や施策の改正等、障がいのある人たちを取り巻く環境の変化やニーズに合わせて、品目の追加や廃止についても検討します。

移動支援事業については事業所と連携しながらニーズに対し、適切にサービスが支給されるよう、必要量の確保に努めます。

地域活動支援センター事業については、障がい当事者による利用者の増加を最優先に考え、効果的なプログラムの実施やボランティアの育成を図ります。

障がい者宿泊体験事業については、地域における自立した生活への移行に向け、希望する利用者へ宿泊体験の機会が提供できるよう、事業所と連携しながら体験の場の確保に努めます。

障がい者緊急一時保護事業については、本人、介護者等の緊急的な状況に速やかに対応できるよう、受入先事業所との連絡体制の構築に努めます。

日中一時支援事業については、放課後等デイサービスとの調整を図りながら、適切に事業が実施されるよう努めます。

訪問入浴サービス事業については、現利用者の声も聞きながら、適切に事業が実施されるよう努めます。

第4章 計画の推進に向けて



1 庁内連携体制の強化

本計画の推進には、障害福祉分野だけでなく、子育て、介護、保健、医療、教育、労働等、多様な分野との連携が必要となるため、阿久比町の関係各課をはじめ、関係機関と連携しながら計画を推進します。

2 自立支援協議会の活用

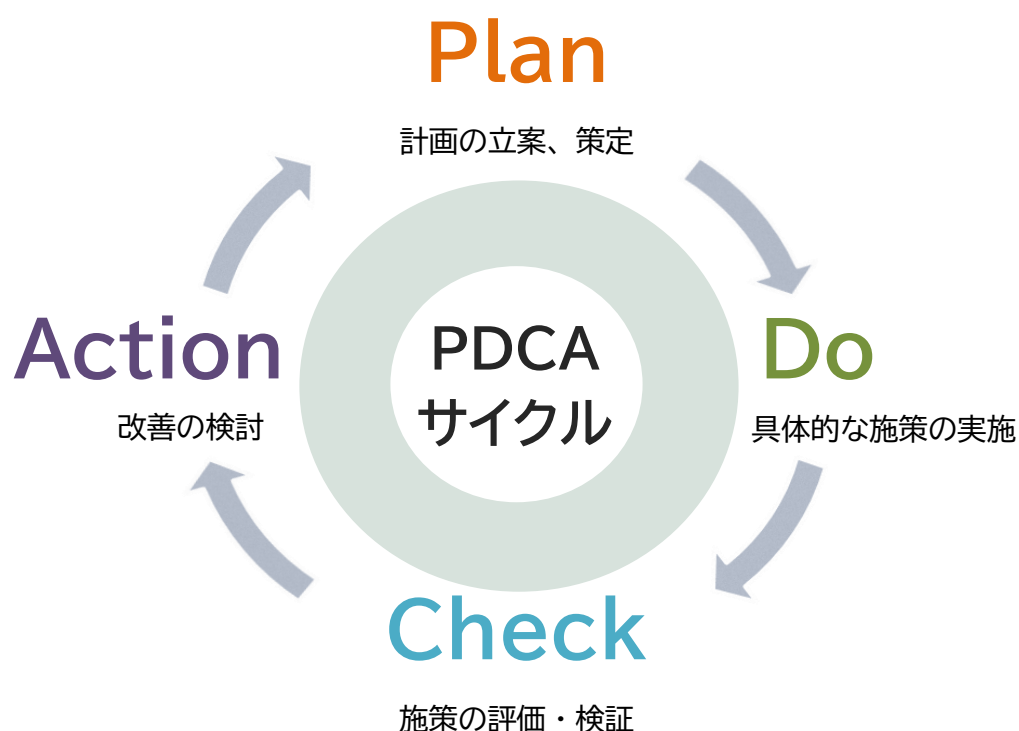
「阿久比町障がい者自立支援協議会」は、地域の障害福祉に携わる行政機関、事業所、当事者団体等の関係者で構成され、障がいのある人たちの自立支援や困難事例への対応等について協議しています。この協議会の全体会、専門部会を活用し、地域における問題・課題について協議・検討及び情報の共有をしていきます。

3 計画の進捗状況の点検・評価体制

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることと規定し、計画に「PDCAサイクル」を導入することを定めています。

本計画については、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを実施し、成果目標の達成状況等について、毎年度点検・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていきます。

また、点検・評価及び改善にあたっては、県、近隣市町等との連携を図るとともに、障がい者自立支援協議会等を活用することにより、関係者の意見を聴く中で検討を行っていきます。



4 SDGs（持続可能な開発目標）への対応

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際社会共通の目標です。この中では、17の目標が掲げられ、それぞれの目標に対してより具体的な169のターゲットが示され構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現が目標とされています。

本町においても、障がいのある人が地域において安心して暮らすことができる、共生社会の実現をめざし、「第4次阿久比町障害者計画」「第7期阿久比町障害福祉計画」「第3期阿久比町障害児福祉計画」において、基本施策とSDGsの目標を踏まえて施策を推進していきます。



資料編



1 阿久比町障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 阿久比町における障がい者の福祉の推進を図ることを目的とし、障害者基本法に基づく阿久比町障害者計画及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく阿久比町障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため、阿久比町障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、障害者計画等の策定に関する事項を審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障がい者団体の関係者
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する関係者
- (4) 住民の代表者
- (5) 行政機関の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は1年以内とし、障害者計画等の策定が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が充たる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要に応じて関係者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、民生部住民福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
- 2 阿久比町障害者計画策定委員会設置要綱（平成18年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 阿久比町障害者計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	所属・団体名等	氏 名
識見を有する者	日本福祉大学	山口 みほ
	阿久比町障害者介護給付認定審査会	
	阿久比町民生委員・児童委員協議会	磯崎 強
障がい者団体等の関係者	阿久比町身体障害者福祉会	池田 美典
	阿久比町手をつなぐ育成会	竹内 良美
	阿久比町精神障害者家族会	小戎 吉幸
障がい者の福祉に関する事業に従事する関係者	知多地域障害者生活支援センターらいふ	桑山 利和
	知多地区聴覚障害者協議会	島田 美和
	阿久比町立もちの木園	堀田 学
	社会福祉法人 相和福祉会 ひらめき2%	中野 文恵
	阿久比町社会福祉協議会	大村 泰敬
住民の代表者	住民代表	竹内 伸全
行政機関の関係者	愛知県知多福祉相談センター	蟹江 毅弘
	愛知県半田保健所	古橋 完美
	半田公共職業安定所	藤井 彰人
	愛知県立半田特別支援学校	今枝 徹
	愛知県立ひいらぎ特別支援学校	鋤田 素羽

	所 属
町関係事務局	民生部
	民生部 住民福祉課
	民生部 子育て支援課
	民生部 健康介護課
	教育委員会
	社会福祉協議会



第4次阿久比町障害者計画

(令和6年度～令和11年度)

第7期阿久比町障害福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

第3期阿久比町障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月発行

阿久比町 民生部 住民福祉課

子育て支援課

〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地

〈番号〉 0569-48-1111 (代表)

〈FAX〉 0569-48-0229

〈E mail〉 fukushi@town.agui.lg.jp

〈H P〉 <https://www.town.agui.lg.jp/>

本計画書においては、可能な限り、誰もが見やすく、読みやすいとされるユニバーサルデザイン(UD)フォントを使用しています。